

令和4年6月第3回室戸市議会定例会会議録（第2号）

1. 日 時 令和4年6月20日（月）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 河本 竜 二	2番 竹 中 真智子	3番 田 渕 信 量
4番 竹 中 多津美	5番 小 椋 利 廣	6番 脇 本 健 樹
7番 久 保 八太雄	8番 濱 口 太 作	9番 山 本 賢 誓
10番 堺 喜久美	11番 町 田 又 一	12番 亀 井 賢 夫

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 谷 村 直 人
事務局次長兼班長 山 本 ゆかり
議事班 主任 村 田 茉 莉
議事班 主任 川 越 桂 太

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 植 田 壯一郎	副 市 長 黒 岩 道 宏
総務課長併選挙管理委員会事務局長 濱 田 亮 士	まちづくり推進課長 辻 さおり
財 政 課 長 上 松 富士樹	財 産 管 理 課 長 戎 井 健
保健介護課長 正 木 亜 弥	人 権 啓 発 課 長 田 渕 由 加
産業振興課長併農業委員会事務局長 山 崎 桂	建 設 土 木 課 長 川 崎 州
観光ジオパーク推進課長 大 西 亨	地 域 医 療 対 策 課 長 松 下 善 徳
教 育 長 百 田 貴 昌	教 育 次 長 兼 学 校 保 育 課 長 武 井 知 香
生涯学習課長 西 岡 佳 久	

7. 議事日程

日程第1 一般質問

8. 本日の会議に付した事件

日程第1

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（亀井賢夫君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。谷村議会事務局長。

○議会事務局長（谷村直人君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数12名全員の出席でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。小椋利廣議員。

○5番（小椋利廣君） おはようございます。5番小椋利廣。令和4年6月第3回室戸市議会定例会におきまして、市民を代表して一般質問を行います。

1番、市長の政治姿勢について。

(1)室戸市立室戸診療所の開所についてお聞きをいたします。

室戸市の新診療所は、室戸中央病院の愛生会に指定管理者として経営を委託しており、医療、介護、生活支援の一体的なサービスを提供する地域包括ケアシステムの構築に伴う特例として設置が認められ、室戸市の地域医療を守り、市民が安心して暮らせるように、地域医療の充実を推進をされると言われております。

令和4年6月1日から新診療所が新しくオープンをしておりますが、3月議会の植田市長の答弁では、医療人材の確保については、全体の医療スタッフ22人中16名は確保ができていますが、あと6名の人材が確保ができていないと答弁をされておりますが、スタッフ全員の確保はできているのか、お聞きをいたします。

新診療所の院長先生は、室戸岬町出身の笹岡正弘先生で、昭和28年生まれ、専門の科目は内科総合診療科で、日本救急クリニック協会の会員の先生であり、室戸市の地域医療の現状を大変心配をしていただき、院長先生になることを御決断されたと言われております。

新診療所の一般病床のベッド数は19床で、診療科目は内科のほかどのような診療科目が予定をされているのか。予定をされている診療科目の日時や時間、また救急患者の診察や救急医療体制はどのような対応が考えられているのか、お聞きをいたします。

令和4年6月1日から診療が始まっておりますが、1日当たりの科目別の患者数は何人ぐらいが受診をされているのか。また、入院患者はいるのか、お聞きをいたしたいと思います。

新しく診療体制が始まったばかりで不確定部分もあると思いますが、月別当たりの患者数の予測や診療開始から1年間の収支決算はどのように見込まれているのか、お聞きをいたします。

(2)室戸市立室戸岬診療所の今後についてお聞きをいたします。

室戸岬診療所の令和2年度の診療日数は231日で、診療日数における1日当たりの患者数は約20人前後となっております。また、診療日数における1年間の赤字額も約3,000万円ぐらいとなっており、新しく室戸市立室戸診療所ができたことと人口が減少していることにより、室戸岬診療所の患者数も減っていくのではないかと心配をされております。

3月議会の植田市長の答弁では、新設の診療所も赤字見込みですので、室戸岬診療所の診療日数の縮小等について慎重に検討しているところでありますというふうに答弁をされておりますが、新しく室戸診療所が開所をされたことにより、今後、人口の減少が進んでいくことについて、患者数の減少が見込まれる中で赤字経営が続いている室戸岬診療所の今後の対応はどのように考えているのか、お聞きをいたします。

(3)佐喜浜診療所の再開についてお聞きをいたします。

令和3年11月30日で佐喜浜診療所が閉園になってはやもう6か月がたっており、多くの患者の皆さんや地域住民の方々が大変困っております。

令和3年12月議会の植田市長の答弁では、今後の佐喜浜地区の医療体制については、佐喜浜地区には近隣に医療機関がないことから、地域内において医療提供体制を存続をしていかなければならないと考えており、佐喜浜地区における医療提供体制の構築は待ったなしの状態であり、市の重要課題と位置づけて早急に取り組んでいくと答弁をされております。

これらの答弁を総合して、佐喜浜診療所の今後の早期の再開に向けてはどのように取り組んでいるのか。また、診療日数や診療科目、診療時間などの調整はどのように進んでいるのか。佐喜浜診療所の土地の賃貸契約はどのように進んでいるのか、お聞きをいたします。

(4)新型コロナウイルスワクチンの接種についてお聞きをいたします。

室戸市の新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種率は何%であったのか、室戸市の3回目のワクチン接種の完了年月日はいつであったのか、お聞きをいたしたいと思っております。

今後、室戸市において、高齢者施設や介護職員や60歳以上の人や18歳から59歳で持病のある人など、また全体的な4回目のワクチン接種の完了予定日はどのような計画になっているのか、お聞きをいたします。

(5)トンガ沖噴火での津波被害漁船の支援についてお聞きをいたします。

令和4年1月15日に南太平洋のトンガ沖で海底火山が大規模な噴火を起こし、気象庁は急遽日本にも津波の影響が出てくると報道し、佐喜浜港では港内に係留をしていた漁船8隻が沈没するなど、ほかにも多くの漁船に被害が生じ、全国の中でも室戸市佐喜浜港の漁船被害が一番多かったのではないかと私は考えております。突然起きた津波による8隻の沈没船の中でも、漁業専属で生活をしている専業漁業者が大変困っております。

植田市長は、令和4年4月8日に、農林水産省で中村裕之副大臣と面談をし、漁船の修理や新造船の支援を求める要望書を手渡し、中村副大臣は支援をできる体制を考えていきたいと応

じたと報道をされております。

また、植田市長は、市としても国の支援策に肉づけをして取り組むと新聞紙上にも掲載をされておりますが、国の支援策や国の支援に対する室戸市が肉づけをした支援策はどのように進んでいるのか、一刻も早い被害漁民に対する支援策が急がれておりますので、室戸市の取組についてお聞きをいたします。

(6)室戸岬漁港内の海の駅とろむ飲食・体験施設の開始についてお聞きをいたします。

室戸市が民間の施設から買収をしている室戸岬漁港内の海の駅とろむ飲食・体験施設は、室戸市の公の施設として管理を行う指定管理者の公募により決めるとされております。施設設置の目的は、本市の豊かな地域資源を活用した食や体験を通して、漁港を中心とした周辺地域のにぎわいを創出するとともに、観光客の誘致及び交流人口の拡大を促進することにより、地域の活性化を図ることを目的として設置をするとされておりますが、指定管理者は決まっているのか、お聞きをいたします。

市の施設として管理をすると決定した際、あの地域では津波や台風などによる大きな波の襲来をどう防ぐか、または防げるかについて、また観光客の安全・安心はどのように検討されているのか、お聞きをいたします。

室戸岬漁港内にある海の駅とろむの位置は、室戸市津波防災マップによると、最大クラスの津波による浸水深さは5メートルから10メートルとなっており、前面の高知県漁協室戸岬支所の浸水深さは10メートルから15メートルもの深い浸水深さになっており、室戸市の重要な集客施設が浸水どころか水没をしてしまうような位置にあると思うが、南海トラフ巨大地震が襲来をするとき、この施設は何か特別な対策が考えられているのか、お聞きをいたします。

また、室戸市の公の施設における指定管理者の指定手続について、地方自治法第244条の2の第4項の規定では、指定管理の指定手続のほかに指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲などが指定をされなければならないとされておりますが、管理の基準及び業務の範囲はどのような事項を定めているのか、お聞きをいたします。

最後に、(7)室戸市役所の庁舎移転新築についてお聞きをいたします。

令和3年12月議会の植田市長の答弁では、市役所の庁舎移転予定地については、津波浸水区域外に、市民の利便性や将来のまちづくりなどを考慮して選定をしている、事業費は約45億円が見込まれていると答弁をされております。これまで市庁舎移転について市民アンケート調査を行っておりますが、第1回目のアンケート調査及び最近の第2回目のアンケート調査の回収率は何%になっているのか、まずお聞きをいたしたいと思います。

次に、第1回目、第2回目の回収したアンケート調査の内容で、回答が一番多い順番に教えていただきたいと思います。

庁舎の建設についてこれまでの経過を少し調べてみますと、1番に、災害応急対策活動拠点の観点から、現庁舎が官庁施設における耐震安全性の分類のI類、I s 値0.9以上に当たるか

を確認するため、平成31年度に耐震診断を実施をしたが、その結果、官庁施設における耐震安全性の分類のⅢ類、I s 値0.6以上の基準値を下回るI s 値0.41という結果が示されたと言われており、2番に、耐震診断の結果から、令和2年2月18日付で本庁舎地震対策検討委員会——副市長を委員長として関係課長で組織をする会が発足となり、令和2年3月から8月の間で計5回の委員会を経た後、地震対策の方向性について、令和2年9月4日付で浸水エリア外への新庁舎建設、高台移転とする検討結果を市長に報告したとあります。

次に、3番、市長に協議の結果を令和3年10月1日の庁議、定例課長会で報告をし、意見交換などを行い、新庁舎の移転候補地（案）として別添えの図面の①②③の3か所で進めることを確認したとされており、移転予定候補地の①②③の3か所の建設予定候補地が決まったとされておりますが、この3か所について、2回目のアンケート調査の結果、各地域で説明会を開催してきた内容ではどのような結果が出ているのか。また、各地域で説明会を行ってきた結果、賛成意見や反対意見はどのようになっているのか。聞くところによりますと、賛成もあるが、反対の意見も相当数あったとお聞きをいたしておりますので、その内容について詳しくお聞きをいたしたいと思っております。

次に、移転予定候補地①②③の3か所の建設予定候補地の液状化について、高知県が作成をした液状化可能性予測図では、液状化危険度は4段階で示されており、液状化の強度は赤い色が最も強い危険区域にあり、室戸市が予定をしている3か所の移転予定地は、液状化の可能性が一番強い「大」という赤色で4段階目の強さであります。液状化が起きると、建物の倒壊や埋没、周囲全体の土地の隆起や陥没などが起きるおそれがあり、液状化危険度の図面では、候補地の①②③の3か所とも液状化の可能性が一番高い「大」と示されておりますが、室戸市が予定をしている3か所の移転予定候補地は大きく液状化する可能性がある土地にどうして決まったのか、詳しくお聞きをしたいと思っております。

次に、室戸市の総合振興計画書は令和3年3月に制定をされ、令和3年度から令和11年度まで本市の今後9年間にわたるまちづくりの指針となるものであり、前期基本計画と後期基本計画で構成をされております。総合振興計画書では、本市の重要課題である人口減少対策は、各施設の充実・強化を図り、人口減少の克服と地方創生の実現に向けて、官民協働で取り組むとされております。

庁舎の耐震診断は令和元年度にできており、室戸市庁舎の高台移転新築という室戸市の巨大大事業計画が、今後、室戸市の9年間の事業計画、室戸市総合振興計画書にどうして組み入れられなかったのか、私は非常に不審がっております。皆さんもそうだと思います。

また、室戸市防災の拠点づくりの市庁舎移転新築計画は、室戸市が行う全てのほかの施策計画より最優先をして室戸市総合振興計画書に記載をされていなければならないと思っておりますが、どうして9年間にわたる総合振興計画書に庁舎の移転新築が記載をされていないのか、詳しくお聞きをいたしたいと思っております。

また、人口が大きく減少している中で、新庁舎移転新築建設については、室戸市の今後の人口を何人ぐらいと想定をして計画をしているのか、お聞きをしたいと思います。各地域での住民説明会では賛成の意見もあったようですが、反対の意見もいろいろと相当数あったとお聞きをしておりますので、その内容についてお聞きをいたします。

市庁舎移転新築の事業は、経費が大きく巨額にかかることや室戸市では過去に前例のない大事業であり、また移転先の問題や移転をするべきかどうかについては市民の意見が十二分に反映をされておらず、植田市長は絶えず市民参加型の市政を約束をしておりますので、室戸市庁舎移転新築計画は室戸市の重大プロジェクト計画であり、市庁舎移転新築について、この際、市民の意見を大きく反映することができる住民投票を実施をすることについてお聞きをいたします。

今後、いずれの場合でも利用ができて対応ができていけるように、室戸市の一大事業の賛否を問う住民投票を行う住民投票条例を制定をして、室戸市庁舎移転新築について住民投票を行い、市民の意見を大きく反映することについてお聞きをいたします。

最後に、少子・高齢化が続き、人口が大きく減少して高齢化社会に突入する中で、地域の経済力は減少している今、産業振興をないがしろにして、箱物ばかりを造る計画が優先をしていくことで、室戸市新庁舎新築費が45億円から50億円にもなるとも言われている巨額の建設事業費と室戸市立の新しい診療所と室戸岬診療所の2つの診療所の大きな赤字が続いていくことと、室戸中学校の高台移転新築計画、中学校統廃合計画や羽根小学校の高台移転計画、佐喜浜大橋の架け替え工事などなど、大きな事業がめじろ押しに計画をされており、いずれの計画も同時に進めていくと言われておりますので、現在の室戸市の起債残高もこの3年間で約8億3,700万円も増加をし、4年間で13億5,500万円も増加をしており、今後、これらのことを総合していくと、室戸市の借金に当たる起債額の残高も200億円ぐらいになるのではないかと私は想像をしておりますが、今後、多くの事業が完成をしていくと、最終的な起債の残高は何百億円ぐらいになると想定をされているのか、お聞きをしたいと思います。

今から23年後の2045年には、室戸市の人口も国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと4,500人ぐらいになると推計をされており、室戸市が現在抱えている起債額の残高も142億8,500万円余りもあり、今後、借金体質を改めていかないと、大きく累積する起債額の残高を、人口が減少していくのにどのように返済をしていくのか、多くの市民が非常に心配をして、不安感を抱いております。人口が大きく減少していく中で、室戸市の借金と言われている起債の残高142億8,500万円余りの返済計画と、今後において庁舎の建設など大きく膨らむと想定をされる起債額の残高の返済計画についてはどのように考えているのか、お聞きをいたしたいと思っております。

これで第1回目の質問は終わります。

○議長（亀井賢夫君） 傍聴席の皆さんは携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 小椋議員にお答えをいたします。

(2)室戸市立室戸岬診療所の今後についてであります。

室戸岬診療所は、民間診療所の閉院後、地域住民の要望により平成28年に市が開所し、これまで運営を続けてまいりました。開設から地域の民間医療機関や県立あき総合病院の医師の協力を得て、1週間にそれぞれ半日、3日程度の診療を行っておりましたが、令和2年度からは常勤医師を迎え、室戸岬地区の地域医療の充実、確保を行ってまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症による受診控えの影響等もあり、令和2年度及び令和3年度については、それぞれ2,000万円を超える赤字経営となっているところでございます。

市といたしましては、このたびの室戸診療所の開所に伴い、現在の週5日の診療を週2日程度とする形で進めたいと考えております。

時期につきましては、患者情報の提供や患者への周知の期間が必要でありますので、10月1日以降に診療日及び診療時間を変更する方向で現在調整を進めております。

室戸岬地区の患者にとりましては、診療日の減少により御迷惑をおかけいたしますが、週2日程度の診療は継続いたしますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、(3)佐喜浜診療所の再開についてであります。

佐喜浜地区では、令和3年11月末に佐喜浜診療所が閉院となり、市では、地域医療体制を確保するため、市立診療所の設置等についての検討を早急に開始いたしました。その際、数年前から室戸市で開所したいとの意向を示されていた徳島県小松島市にある高木整形外科医院から、佐喜浜地区で診療所を開所したいとの相談がありました。同医院の佐喜浜地区での診療所設置に対する思いや運営計画等について確認するとともに、内科診療を求める市民のニーズが高いことをお伝えするなど、これまで協議を重ねてまいりました。

その後、元佐喜浜診療所の院長、高知県安芸福祉保健所や関係各課との協議等を踏まえ、民間医療機関の参入による佐喜浜地区の地域医療の確保について、協力体制を持って取り組むことといたしました。

市では、高木整形外科医院による診療所の開所には一定の期間がかかることが見込まれますことから、佐喜浜地区の医療を守るため、毎週金曜日のみではありますが、本年3月11日から室戸岬診療所による巡回診療を開始いたしております。

この間に、旧佐喜浜診療所に係る土地、建物等の調整や備品の整理等に市と高木整形外科医院が協力して取り組み、建物については、市が院長から寄附を受け、高木整形外科医院と賃貸契約を行い、土地については高木整形外科医院と所有者との民間による賃貸借契約を結ぶこととなりました。その後、高木整形外科医院が提出した保健所等への申請が許可され、7月1日から開所する方向で調整をしている等の御報告を受けたところであります。

診療日や診療科目は、毎週金曜と土曜の週2日、金曜日は内科、土曜日は内科と整形外科の診療が開始される見通しとなりましたことから、本市の地域医療の状況を理解していただき、診療所の開所を決意いただきました高木整形外科医院に対し心から感謝し、御礼を申し上げますとともに、地域医療の確保により住民の皆さんの安心にもつながるものと考えております。

今後におきましても、市民が健康で安心して暮らすことができるまちづくりを目指し、引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、(5)トンガ沖噴火での津波被害漁船の支援についてであります。

議員御案内のとおり、令和4年1月15日のトンガ諸島付近の海底火山噴火に伴う潮位変動により、佐喜浜港に係留をしていた8隻の漁船が沈没するなど、大きな被害が発生をしました。

また、国会議員の方々も現地を視察していただき、国会でも農林水産大臣に対し、被災漁業者への支援について要望していただいたところでもあります。

市としましては、2月8日に、農林水産副大臣をはじめ高知県関係の国会議員の方々に対し、被災漁業者に対する負担のない融資制度等直接的な支援の充実について要望活動を行ったところでもあります。

その後につきましては、前回の3月議会の一般質問でも御答弁させていただきましたとおり、国からの直接的な支援等について検討をしていただいていたので、国の動向と合わせて、今後の対処を検討していたところでもあります。

3月の時点では、日本漁船保険組合などからお聞きした話では、船を廃船処理しなければ漁船保険の保険金が下りてこないとのことでありましたので、市としましては、廃船処理を行うための補助制度の創設に向け、地元漁協と協議を進めておりました。

その後、4月8日に、漁協から漁船保険に加入していた4隻の船については保険で対応することとなったため、解体撤去が完了したという報告を受けましたので、新たな市独自の補助制度の創設には至っていないところでもあります。

また、残りの4隻につきましては、漁船保険に加入しておらず、現在も残ったままとなっている状況で、そのままになりますと南海トラフ地震が起こった際には津波による二次災害につながるおそれがあります。このような処分できずそのままとなっている漁船につきましては、市内全域の問題でもありますので、今後、その対策について検討してまいります。

次に、(7)室戸市役所庁舎移転新築についてであります。

3か所の移転予定候補地は液状化する可能性のある土地にどうして決まったのかについてであります。

移転候補地につきましては、地震による津波浸水時に防災応急対策活動拠点として機能するためには、津波浸水区域外への立地を最優先とし、かつ浸水区域からは、離れ過ぎない位置が望ましいとの考えと将来的なまちづくりの観点から、公共施設の集約や民間事業者、市民の誘導が可能な場所との考えに基づき、浸水区域外の平地で一定規模の面積が見込める場所として



提案をしているところであります。

議員御質問の液状化の可能性については、恐らく高知県防災マップの液状化可能性予想図を御覧になってのことと思われませんが、高知県の液状化可能性予想図につきましては、国や県が近傍地で過去に行ったボーリング調査結果を基に液状化の可能性を推計したものであり、予測図の注意書きにもありますが、その土地が液状化するしないを断定するものではないことや、液状化の判定については自らの責任で調査を行うことと記載をされておりますので、その点を踏まえた上で、各候補地につきましては、地盤耐震工学などに見識を持つ高知大学や高知工業高等専門学校の教授に検討をしてもらっており、液状化対策については、「地質調査の結果により検討することになるが、庁舎のような大規模な建物については、液状化の有無にかかわらず、堅固な支持層まで基礎くいを施工するので問題はないであろう」とお聞きをしております。

次に、庁舎移転新築計画が室戸市総合振興計画になぜ記載されていないのかについてであります。

総合振興計画への記載につきましては、現在行っている住民説明会における御意見やその後の庁舎整備検討委員会の答申などを踏まえ、市の方針を固めた後に議会の決定をいただきましたら盛り込んでいきたいと考えております。

次に、各地域での説明会を行ってきた結果の賛成意見や反対意見についてであります。

まず、移転に対する賛成意見につきましては、窓口の集約化を図り、コンパクトで機能的な庁舎を希望する意見、余裕のある駐車場スペースの確保を希望する意見、せっかく移転するのであれば、候補地よりももっと高台がよいのではないかという意見、現在の市庁舎から移転先までの巡回バスや道路に関する意見などをお聞きしております。

移転に対する反対意見であります。多くの住民が浸水区域に住んでいる状況で、市役所だけ浸水区域外に移転しても意味がないといった意見、子供たちや高齢者への支援など、ほかにやるべきことがあるといった意見、学校などの施設の高台移転が先であるという意見、移転候補先が液状化の可能性のある土地であり、現庁舎のほうが安全であるといった意見、また築38年しかたっていない市庁舎は耐震補強で十分であるといった意見などをお聞きしております。

ほかにたくさんの御意見をお伺いしておりますが、主に住民アンケートでは、移転について賛成ややむを得ないといった意見が全体の75%程度あるのに対し、説明会では、賛成の意見もありますが、反対の意見も聞かれます。

次に、住民投票についてであります。庁舎移転新築につきましては、住民アンケートの結果や住民説明会でいただく御意見、また庁舎整備検討委員会の答申を踏まえ検討した上で議会の判断を仰ぎたいと考えておまして、現時点では住民投票は考えておりません。

次に、起債残高についてであります。

市債の残高については、近年、室戸診療所や防災コミュニティセンター、市営住宅建替事業などの実施により市債残高は増加傾向にあり、今後想定される庁舎の地震対策事業や中学校の移転、また佐喜浜川橋の架け替えなどの大きな事業を考慮した場合には、市債残高は令和9年度にピークを迎え、約175億円となる想定をしております。

しかし、市債の新規発行は、市として必要な事業、施策を行う上で、市の経済的負担を減らし、世代間負担の平準化を図るために重要な役割を担っておりますので、市民サービスが低下しないよう、社会資本整備総合交付金事業等のインフラ整備については、今後も計画的に推し進めていく必要があります。

そのため、市債残高のピークを抑えるために、これらの計画に基づく事業の起債につきましては、財政運営計画に基づき、充当率及び後年度の交付税基準財政需要額への算入率が高い有利な起債の発行に努め、新規事業等についてはしっかりと事業の取捨選択や優先順位をつけることで新規発行額を抑制し、市債残高の減少に計画的に取り組むこととしております。

次に、起債額の返済計画についてはどのように考えているのかについてであります。

元利償還金の返済につきましても、借入額に伴う返済額の一部は交付税として交付される有利な借入を行うことにより、特に過疎対策事業債や緊急防災・減災事業債などは借入額に伴う返済額の70%が交付税に算定される起債となっておりますので、これらの有利な起債の発行に努め、返済に対する市の実質負担額を抑えているところであります。

令和2年度の元利償還金に対する市の実質負担額を算定してみますと、返済する公債費元利償還金は約12億1,800万円ですが、借入れに対する交付税措置額が約8億500万円で、差額の約4億1,300万円が市の実質負担額となります。この返済に係る市の実質負担額は、平成23年度は約10億3,000万円、平成27年度は約8億1,600万円、令和元年度は約5億1,200万円であり、年々減少傾向にあります。

また、実質公債費比率も、平成23年度は19.4%、平成27年度は16.6%、令和元年度は10.4%、令和2年度は10.2%と減少傾向にあるところであります。この実質公債費比率は、公債費による財政負担度合いを判断する指標とするもので、過去3か年平均で18%を超えると県知事の許可が必要となり、25%以上になると起債は制限される比率であります。本市の令和2年度の実質公債費比率は10.2%と、令和元年度の10.4%より0.2ポイント改善されているところであります。

しかし、今後、庁舎などの大規模な工事を施策的に行うと、起債額、市債残高及び公債費の増額が予想されますので、市の各種事業を実施する際は、国や県等の補助制度の積極的な活用やふるさと室戸応援寄附金を増すなど、財源確保に向けた取組を行い、毎年の決算剰余金の一部を財政調整積立基金や減債基金などに積み立てることにより、財源不足に備える必要があります。

提案理由でもお伝えしましたが、令和3年度決算剰余金、すなわち黒字の金額が5億

6,786万5,546円となりまして、そのうち3億3,000万円を財政調整積立基金、2,000万円を減債基金に積み立てる予算を本議会でも計上しており、それらを考慮すると、財政調整積立基金は約21億円、減債基金は約7億円の残高となります。こうした基金を活用し、繰上償還などの検討を行いながら、財政運営計画に基づき、市債残高の適切な管理に努めてまいります。

私からは以上であります。関係課長から補足答弁をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（亀井賢夫君） 松下地域医療対策課長。

○地域医療対策課長（松下善徳君） 小椋議員に、(1)室戸市立室戸診療所の開所について答弁させていただきます。

まず、1点目の医療人材の確保状況であります。

室戸診療所の医療スタッフは、院長である常勤医師が1名、整形外科、眼科等の非常勤医師が8名、看護師8名、看護補助3名、理学療法士1名、放射線技師1名、管理栄養士1名、事務員2名、清掃1名の計26名となっており、一定診療に対応のできる体制が確保されたものと考えております。

次に、診療科目については、内科、リハビリテーション科、整形外科、眼科であり、診療時間は、お昼の休診を除き、内科、リハビリテーション科は平日の9時から17時まで、眼科については毎週水曜日の9時から14時半まで、整形外科については第3土曜日の9時から12時までとなっております。

また、救急患者の対応につきましては、救急搬送される患者の半数を超える方が軽症であるということもあり、患者負担や消防隊員の負担を軽減するために、診療時間内の軽症救急患者を受け入れることとしております。

次に、6月1日以降の外来患者の状況であります。内科、リハビリテーション科については、6月17日までの2週間で125名、眼科については3日間の診療で計102名、整形外科は1日で60名の患者となっており、1日当たりの患者数は内科は約9人、眼科は34人、整形外科は60人となっております。

また、入院患者につきましては、6月13日の週から受入れを開始しており、これまで1名となっております。

最後に、月別当たりの患者数と1年間の収支状況についてありますが、開所前の予測として、1日当たりの患者数で比較させていただきますが、内科の患者で1日当たり63名、整形外科は35名、眼科は25名で予測はされており、年間収支としては5,500万円程度の赤字見込みとして当初予算に指定管理料として計上させていただきました。

現在のところ、内科患者数のみ予測を下回っておりますが、開所して数日というところがございますので、3か月、6か月等の一定の期間患者情報、収支状況を集計し、今後の予測を策定してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） 正木保健介護課長。

○保健介護課長（正木亜弥君） 小椋議員に、(4)新型コロナウイルスワクチンの接種についてお答えいたします。

1点目の新型コロナウイルスワクチン3回目の接種率についてでございますが、令和4年6月8日時点で3回目の接種を終えられた方は、全体で8,493人、接種率は78.1%となっております。この数値につきましては、高知県全体の数値と比べますと10.79ポイント高い水準となっております。

3回目ワクチン接種につきましては、初回接種も含め、市内4医療機関で現在も引き続き接種を実施しているところでございます。

なお、接種完了の時期に関しましては、予防接種法附則第7条第1項の規定に基づく大臣指示により、現時点においては令和4年9月30日までとなっております。

次に、当市における4回目接種のスケジュールでございますが、令和4年5月25日の関係政省令等の改正を受け、3回目接種後5か月を経過した60歳以上の方、18歳以上59歳以下で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方を対象に、まずは6月下旬から高齢者施設等の入所者及び従事者への巡回接種を開始する予定でございます。

その他の対象者におきましては、3回目接種後5か月を経過した方に、7月上旬より順次接種券を発送、7月中旬から接種を開始し、3回目までと同様、9月末までに希望する方に接種を完了する予定でございます。

なお、59歳以下の基礎疾患を有する方等におきましては、申請に基づき接種券を発送することといたしております。

また、接種体制につきましては、これまでと同様、市内医療機関の御協力をいただき、市内各地区での集団接種及び個別接種により実施していく計画で、市民の方々には、接種時期、接種場所、予防方法等についてお知らせの文書や広報、ホームページ等を通じて分かりやすい周知に努めてまいります。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） 大西観光ジオパーク推進課長。

○観光ジオパーク推進課長（大西 亨君） 小椋議員に、1、市長の政治姿勢についての(6)室戸岬漁港内の海の駅とろむ飲食・体験施設の開始についてお答えいたします。

1点目の指定管理者は決まっているのかにつきましては、指定管理者の候補者を選定し、今議会に指定管理者の指定について提案しているところでありますので、よろしく願いいたします。

次に、津波や台風による大波の襲来が防げるのかにつきましては、高知県の管理する漁港がありますが、越波による施設用地への被害を防ぐため、防波堤の内側に止壁が施工されており、一定の対策が講じられているものと考えております。また、前所有者からの聞き取りでは、施設整備後の17年間で施設に波が到達したことはないとお聞きをしております。

なお、観光客の安全・安心対策につきましては、台風等の悪天候時には営業を休止するとともに、津波対策としましては、避難経路の掲示等により利用者の安全確保対策を講じてまいります。

次に、当該施設において、特別な南海トラフ地震対策を考えているのかにつきましては、建物の建築は耐震基準を満たしておりますが、津波への対策としましては、避難経路の掲示に加え、避難訓練の実施など対策の強化に努めてまいります。

次に、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲はどのような事項を定めているのかにつきましては、室戸岬漁港飲食・体験施設設置及び管理条例において、管理の基準としまして、開館日や開館時間、施設の利用や行為の禁止及び制限、守秘義務等について定めております。

また、業務の範囲としましては、許可の取消しや利用料金の收受等について定めているところであります。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） 戎井財産管理課長。

○財産管理課長（戎井 健君） 小椋議員に、(7)室戸市役所の庁舎移転新築についてお答えいたします。

まず、1点目の市民アンケート調査の回収率についてであります。

第1回目におきましては、「広報むろと」への折り込みにより全世帯へ配布を行い、市役所、各出張所及び市民館へ回収箱を設置の上、投函してもらうことで回収し、回収率は約2.4%となっております。

第2回目におきましては、第1回目の回収率が低かったことから、郵便により全世帯配布を行い、同封の返信用封筒により返信をしてもらうことで回収し、回収率は約23%となっております。

次に、2点目のアンケート調査の内容で回答が一番多い順番についてであります。

まず、それぞれの設問で一番多かった回答をお答えします。

第1回目と第2回目のアンケートで共通した設問についてであります。現庁舎に関する問題点について最も多かった回答結果としては、駐車場が狭いという回答でありました。また、新庁舎建設について重視することについての回答結果としては、災害からの復旧、復興を図る防災拠点施設としての機能を有することでありました。

次に、第2回目のアンケート時のみの設問となりますが、庁舎の立地条件として重視することについての回答結果としては、庁舎付近が津波による浸水被害を受けないことが最も多くなっております。また、庁舎の移転建替に対する意見の回答結果としては、移転建替もやむを得ないが最も多く、全体の44%となっております。

なお、全体としては、移転建替に賛成であるが31%、現庁舎の補強で十分であるが19%、未回答が6%となっており、アンケート調査の回答結果では移転建替もやむを得ない、また賛成であるが、合わせて全体の75%となっております。

回答結果ごとの自由記述の意見としましては、移転建替に賛成であるでは、速やかな移転を希望する、浸水区域に庁舎があるのは危険である、災害に耐える庁舎が必要であるといった意見。移転建替もやむを得ないでは、移転は必要であるが財源が心配、人口減少を考えると多額の予算をかけずにコンパクトでシンプルな庁舎を希望する。現庁舎の補強で十分であるでは、建替費用をどのように捻出するのか、住民が支払う税金が増えるのではないか、市庁舎より築年数が経過している高知県庁は耐震補強としているのに建て替えを行うのはどうなのかなどの意見があり、その他の意見として、それぞれの移転候補地に課題がある点や庁舎よりも学校施設などの移転を優先するべきではないかなどの意見がありました。

3点目の建設予定候補地3か所に対するアンケート調査の結果、また住民説明会での賛成意見や反対意見についてであります。

候補地3か所について、ホームセンター・ハヤシ裏付近を候補地①、室戸勤労者体育センター付近を候補地②、室戸市消防本部裏付近を候補地③としてお答えさせていただきます。

2回目のアンケート調査では、回答者が適当と判断する候補地を①から③の中から選択させる設問としていなかったため、回答者全員の件数とはなっておりませんが、自由記述の意見から拾い出した件数でお答えいたします。候補地①のホームセンター・ハヤシ裏付近が10件、候補地②の室戸勤労者体育センター付近が11件、候補地③の室戸市消防本部裏付近が22件となっております。

次に、アンケート結果及び住民説明会での候補地別の意見としましては、候補地①では、広く土地が確保できる、将来的なまちづくりが可能であるなどの意見がある一方で、室津川からの越水の危険がある、文化財保護区域であるためふさわしくないなどの意見がありました。

候補地②では、市街地に近くて便利であるなどの意見がある一方で、浸水区域に隣接しているため、候補地としてはふさわしくない、室戸勤労者体育センターはどうするのかなどの意見がありました。

候補地③では、候補地①同様に、広く土地が確保できる、将来的なまちづくりが可能であるなどの意見がある一方で、橋梁などの道路建設費用が高くなるなどの意見がありました。

また、全ての候補地に共通しての意見としては、液状化の可能性がある、十分な高台ではないといった意見があり、そのほかの意見としては、県立室戸広域公園付近や県立室戸体育館付近など、山の上への移転を要望する意見がありました。

次に、6点目の移転新築建設については室戸市の人口を何人ぐらいと想定して計画しているのかについてであります。

令和4年3月、第1回定例会におきましても同様の内容でお答えをさせていただいておりますが、室戸市総合振興計画（令和3年度～令和11年度）における室戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の第2期人口ビジョンの期待値では、令和12年には1万424人となっておりますので、供用開始予定年度の令和10年度における人口としては1万1,000人程度ではないかと想定

をしております。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） 健康管理のため11時20分まで休憩いたします。

午前11時8分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小椋利廣議員の2回目の質問を許可いたします。小椋利廣議員。

○5番（小椋利廣君） 5番小椋利廣。2回目の質問を行います。

まず、(1)室戸市立室戸診療所の開所についてもう一回お聞きをしたいと思います。

先ほどの課長の答弁では、整形外科と眼科は中央病院からそのまま引き継いじょうきん患者数も若干30名とか40名とか多いと。しかし、内科は新しい診療所になって初めてでありますので、この内科の診療の患者数は約10人前後やという話やと思います。新しい病院が内科の診療について10人前後ということは僕は非常に少ないと思うわけです。市のほうとしては、一番最初、開所してからの内科の診療の患者数はどれぐらいを見込まれていたのか。私は10人前後やいうたら非常に少な過ぎて、これ今から先が思いやられるんじゃないかというふうに考えますけど、今からの新しい診療所の患者数について、今後、どのように取り組んでいくのか、お聞きをしたいと思います。

それから、3月議会の答弁では、医療スタッフは全部で22人やというふうに市長は答弁をしております。しかし、先ほどの課長の答弁では、スタッフは全部で26名になっちゅうという答弁やったと思います。22人から26名に4名も増えたという理由は何か。そして、26名になると、年間の人件費はどれぐらいになるのか、これは非常に大きいと思うわけよ。患者数が毎日大体10人前後ばあしかおらんのに、26名ものスタッフでやっていくということになってきたら、年間の人件費はどうなるのか。それから、今後の患者数の増加をどういうふうに見積もっていくのか、お聞きをしたいと思います。

それから、(2)の室戸岬診療所の取組について、市長は先ほど1週間に5日から1週間に2日にするという答弁があったと思いますが、この2日を診療するということについて、年間の人件費というものはどれぐらいになるのか、これも非常に大きいと思うわけよ。大体週2日診療して、患者数が何人ぐらい来て、これに対する人件費もどれぐらい要って、収支はどうなっていくのかということをもう一度お聞きをしたいと思います。

それから、(3)の佐喜浜診療所については、7月1日から金曜日と土曜日を2日間診療するという答弁やったと思いますが、金曜、土曜の診療について、周知は地域の者にはもう徹底されちゅうのかどうか。例えば、7月1日からは金曜日は内科ですよ、土曜日は内科と整形外科ですよということが周知されちゅうのかどうか。これは民間の病院の先生がやるということですので、その辺もう一度お聞きをしたいかと思えます。

それから、(4)の新型コロナウイルスワクチンの接種について、4回目のワクチンの接種に

については、3回目から5か月を経過した者を対象にしていくという話やったと思いますが、4回目の接種について、最低の年齢制限は何歳から接種が行えるのかということで、もう一度お聞きをしたいと思います。

それから、(5)のトンガ沖噴火での津波漁船の支援についてでありますけれども、この支援の話については、市長は4月8日に農林水産省で中村副大臣と面談をして、漁船の修理、新造船の支援を求める要望書を手渡した、こういうふうに報道されております。それで、国の支援策や国の支援に対する室戸市も肉づけをして、被害漁船、被害者に対する支援をしていくということを言われておりますけれども、これらのことがどういうふうに進んでいきゆうのか、さっきの話では全然よう分からん。専業でやりゆう漁業者の人らも大きな被害を受けちゆうわけですわね、一家で3隻も沈没しちゆうとかということで。船の保険金をもらうにも、船を全部ばらばらに解撤処分をしてからでないとい保険金が下りんと、そういう証明書がないと保険金が下りんとという話になっちゆうと思いますので、保険金が下りたとしても、処分をするのに相当な費用も要っちゆうきん、新造船を造るとか買うとかというところへの投資にはなかなかつながつてこんという話もあろうかと思しますので、それとあと半分の船については保険金も掛けてないので、解撤もできんと、そのままになっちゆうと。これらもやはり自然災害で起きたものやきん、やっぱり行政としてもそこらあたりはもつと的確に支援をしてちやる方法を考えてやらんと、なかなか漁業者とか船の所有者が、今後、立ち直っていける気配が出てこんというふうに思いますが、その付近の取組をもう一度お聞きをしたいと思います。

市長は、国の支援ができれば、国の支援に肉づけをして室戸市も取り組んでいくというふうに言われておりますので、この付近をもう一度お聞きをしたいと思います。

それから、(6)の室戸岬漁港の海の駅とろむ飲食・体験施設の話ですが、ここは指定管理者が炭玄に決まると、この議会に提案をしちゆうという話やったと思います。それで、指定管理者が炭玄に決まったということはそれはええことやろうけんど、実際室戸岬漁港のあそこの海の駅とろむのところは、ほんまに浸水が約5メートルから10メートルということになっております。前の岬支所のほうは10メートルから15メートルと非常に浸水深さが深い。それから、上の国道55号の道路の上でも5メートルから10メートルの浸水区域のところがあるというふうに室戸市の津波防災マップを見てもそういうふうになっております。

こんな状況の中で、この海の駅とろむが、あそこで人を集めて、集客をして、飲食ができていける、そういう状況のときに、例えば急に南海トラフ巨大地震が来たということになった場合に、上の国道55号の路面でも5メートルから10メートルの浸水区域があるというふうに室戸市の津波防災マップには載っちゆうわけよ、これには、確実に。そういうときに、そしたら集客した飲食・体験施設の中のお客さんを安全・安心にどうやって避難誘導していくのか、ここらあたりが全然話が見えてこんわけよ、ただこうする、ああするという話だけで。あそこほんまに沈没してしまう地域ながやき。そういったときにどういうふうにお客さんを安全・安心な



地域に誘導して、また今後のそういう在り方を検討していくのかっていうところをもう一度お聞きをしたいと思います。

それから、(7)の室戸市役所の庁舎移転新築についてでありますけれども、これはこの室戸市の総合振興計画書、これが令和3年から令和11年までの9年間を総合してつくった総合振興計画書になっております。市長はこの挨拶で、本市の今後9年間のまちづくりの指針となるものやと、こうなっちゃうわけよ。その中で、本市の最重要課題である人口減少対策と、こうなっちゃうわけよ。庁舎の移転や新築やということは9年間の計画の中には全然載ってない、それが今急にどうして庁舎新築移転の話が出てきたのか、我々にはさっぱり分からん。恐らく僕の想像やけど、市長、僕の想像の話で、病院の新しい診療所、これもある一定建設もできてめどがついてきた、開所についてもめどがついてきたというところで、ほいたら次はどうか、何をやるかというふう考えたときに、そしたらこの振興計画をつくったときには全然そんなことは考えてなかったやろうけど、そしたらもう病院もある一定めどがついてきたきん、今度はほいたら庁舎の移転に取りかかっていくかなという話になってきたがやないかなと。そのためには、議会で一般質問でもやってもらうたら答弁もしていくと、後々取り組んでいきやすいきん、そういうことを考えて対応してきたのじゃないかなと私は私なりにそういうふう考えちゃうわけよ。この振興計画書には全然載ってないけど、こういうふうに議会答弁でやっていくと、取り組んでいきやすいきん、これを議会で一般質問の中で答弁をしたことによって進めていくと、こういうふうになってきたやがないかなと思って、僕は僕なりの想像で思うっちゃうわけですけどこれについてもう一回、市長、答弁してください。

それから、液状化の話があったわけやけど、液状化は基礎ぐいを打ったら完全にそれはもういけるという話で市長の答弁はあったわけやけど、例えば建物、これは基礎ぐいもしっかり打っていくと、それはその対応はできていけるかも分からんけど、その周囲、これ液状化可能予測図ながよね、これは。この予測図の中で、3か所とも完全に液状化するでよという位置にあるわけよ、この①②③という場所は。その中で、完全に液状化をする予定の中で、それは建物は基礎ぐいをかっちり打ったらそらできるかも分からんけど、その周囲なんかは、液状化いってしもうたら、緊急の避難誘導、または出動についても全くできていかんと思うわけよね。そこらあたりはどういうふうな取組をしていくのか。建物だけやったらそらできるかも分からん。しかし、液状化がこれ大、赤い、全く厳しい状況の中の液状化地域に3か所ともあるわけよ。どうしてそういうところが計画の中に選ばれたのか、これ非常に不思議で私はなりません。

それから次に、4月28日に、吉良川の公民館で説明をしたときの資料やけど、ここにあるがやけど、この中で、住民1人当たりの年間の負担金額というところがはじかれちゃうわけよね、これ5,919円とか。これを計算するのに、令和4年3月末時点の人口1万2,163人ということで計算しちゃうわけよ、この20年間で、こんなことあられんと思うわけよ、全く。令和4

年3月の人口1万2,163人、これは今の人口やきん、今から何年後にそら建築するか知らんで、5年後に建築するのか、6年後に建築するのか知らんけど、そのときの人口に合わせてこの数字らも変えていかないかんろ。今のこの人口やないろ。

それから、この前、過去5年間の人口の減少をちょっと調べてみました。1年間に平均368人減少しております。そうすると、例えば5年後に建築する人口から毎年、例えば350人、360人を減少していた人口の数で1人当たりの年間の負担額を計算していかんと全くおかしいやない。これやったら、20年間1万2,163人で計算して、1人当たり5,919円、こんな話はあられんと思うわけよ。毎年減っていきゆうがやき、人口が。

○議長（亀井賢夫君） 小椋議員、残り5分です。

○5番（小椋利廣君） 残り5分。それをまた。

それから、住民投票条例やけんど、住民投票条例は、高知県に聞くと日高村と東洋町で住民投票条例をつくっちゅうと。住民投票条例を日高村から送ってもらいました。これ市長が県会議員のときに日高村に産業廃棄物の建設をやるというときに、日高村は住民投票条例をつくって、住民の意見を尊重して住民投票条例をやった結果、6割が賛成やったきん廃棄物の処理場を受け入れたと、こういうふうになっちゅうわけよ。我々この室戸市においても、45億円や50億円やというこういう巨大なビッグ計画に取り組んでいくには、住民投票条例をつくって、住民投票して決めたら、例えばそれで住民投票の結果、賛成が多数やったとしたらそれが一番やと思うが、市長も今後それが一番やりやすいと思うが、この住民投票条例についても一度市長の考えをお聞きをしたいと思います。

これで2回目の質問は終わります。

○議長（亀井賢夫君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 小椋議員の2回目の質問に答弁をさせていただきます。

たくさん質問事項でございますので、また答弁漏れがあったら御指摘もしていただきたいと思いますが、一部担当課長のほうから補足もさせますので、御了承いただきたいと思ます。

1点目の質問として、室戸診療所に関する質問をいただきました。

今の時点で利用者が大変少ないじゃないかという御指摘が基本じゃないかというふうを受け止めまして、その対応を今後どうするのかといったことでございますけれども、御案内のとおり、この6月1日に開所した段階で市民がどういうふうな状況にあるかと推測しますと、どこかの病院にかかられておるのが患者さんじゃないかなと、その病院を通院しながら、薬をもらったり診察を受けて6月1日を迎えたとしたならば、すぐ新しい室戸診療所が開設したので、そこへどっと移るということにはならない。薬ですと、最低1か月ぐらいもらったとすると、そうした間の引き続いた病院なんかも対応が残っておるとい背景もあるのではないかなと私は推定をしております、それとまた同時に、開所した後も、市民の中には、いつから開所さ

れるんですかといったような質問も耳にしたことも実際ありました。そんなことで広報が足りてない、反省もあるのではないかなというふうに受け止めますけれども、今後、時期を見ながら、こうした状況でなくして、ほかの病院の患者さんを取り上げるということにもなかなかありませんので、室戸診療所としてのいわゆるオンリーワンの魅力等をしっかりと広報しながら、地域内外からの患者さんを迎え入れるような体制を、今後、広報等を通じて頑張っていかなければならんというふうに今の段階では受け止めております。

それともう一つは、医療スタッフの関係で、当初22人と言っていたのを、先ほどの課長の答弁で26名になってる、4人もスタッフが増えると賃金等でまた大変になるんじゃないかという御心配かと思います。これ課長のほうから後説明させますけれども、今の状況は、御案内のとおり、運営のほうは医療法人愛生会様にお世話になっておりまして、中央病院と兼ね合いを持ったスタッフの方々にもお力添えを賜っております。そうした背景がありますので、今室戸の新しい診療所を手伝ってくれるスタッフとしての数が26と数えられる状況にあるといったことじゃないかと思いますが、なお課長のほうから補足説明をお願いをしたいと思います。

それともう一つ、室戸診療所に兼ね合いをして、今後、増加をどのように見積もっているのかということにつきましては、今後、1か月、2か月取り組む中での動向を見ながら、この1年間、令和4年度の見通しを立てていくことになろうかと思っておりますので、今この時点ではちょっと見通しの数は申し上げることができないということを御理解賜りたいと思います。

これが、1点目の室戸診療所に関しての私からの答弁とさせていただきたいと思っております。

2点目に、室戸岬診療所の御質問がありまして、週2回にするということで、年間の人件費等がどうかといったような具体的な御質問でございましたけれども、週2回程度にするということも今検討を内部で協議をしておりますことから、体制が固まってしまったわけではありません。その体制を決めるときに、年間の人件費をはじめとする諸経費、どういったところになるのかといったことも具体化されていきますので、この点についても今申し上げることができないということを御理解賜りたいと思います。

3点目に、佐喜浜診療所についての御質問がございました。この質問は、金土の診療をということで、地元住民にきちっと情報提供ができていいのかといったお尋ねかと思っておりますけれども、私の答弁でお答えをしましたように、方向は決まっておりますけれども、今まだ確定をしているという状況になくって、きちっと確定をしたら、早速地域の方々だけでなく、広くそうした診療体制があるということは、広報紙なども通じながら対応していかなければならないのではないかと思います。基本的には民間医療機関でございますので、行政のスタンスを考えて、今後、全体的な中でどう広報するのかということを考え、対処していく必要があるかと思っております。

4点目でございますが、新型コロナにしまして、最低の年齢は何歳が対象になるのかといった御質問でございましたが、これは担当課長のほうから具体的な補足をお願いをしたいと思います。

います。

5点目に、トンガ沖噴火支援についての御質問がありました。

中村農林副大臣に要望に行った後の経過で、答弁の中だとか、その要望した後に、国の支援施策に合わせて市長は肉づけをしようと言ったが、こういった対応がされているのかよう分からんといった御指摘でございました。

1回目の答弁でもお答えをしましたように、3月の議会でもお答えさせてもらったんですが、要望はさせていただきましたが、今回のトンガの災害についての国の具体的な厚い支援策を、言うたら構築してもらうことができていない、そうした状況でございます。

経過の中ではいろいろありまして、廃船の対策なんかも国の既にある補助制度なんかに該当されるのではないかとといったことで、国会議員の先生方にもお世話になりながら、検討しつつ、該当にならないといったことで、具体的な国の施策はありませんでしたけれども、当初、保険の対応をするには廃船が処理できなかつたら保険を受けられないということの情報をいただいた時期がありましたので、早期にそうした対応のできる廃船の支援制度をつくり上げて支援をしていただくという準備を内部で進めておりましたところ、保険に加入されております漁船はもう処理されましたということを地元の漁協から情報をいただきましたことから、そのことは今のところストップをさせていただいております。今の段階では、具体的に市もそのトンガの被害を受けた船に対して具体的な策は持たれておりませんが、これからの対策として、残された4隻、あるいはまた市内一円に放置されている船体も合わせて、南海地震の津波における二次被害等も考えた中で、どう対処していくかという制度は検討していかなければならない課題だと受け止めているところでございます。

6点目に、海の駅とろむに関係をして御質問をいただきました。

そのとろむの場所が浸水5メートル、10メートル、さらには国道まで上がってもそのくらいの津波浸水に遭うような条件であるが、そうしたところに集客をして、本当に命を守ることができるのかという御指摘でありましたけれども、そのことが私も大変胸の痛いところでもありまして、今回、炭玄さんに指定管理を御提案させていただいておりますけれども、既にたくさんの集客をしていただいております室戸ドルフィンセンターなど、特に子供さんの利用も多いわけで、こうしたときの対応を今後どうしていくのかということは、室戸市にとりましても大変重要な課題であると受け止めております。

その対策として、まずやっていかなければならないことは、常々申し上げております実践に役立つ避難訓練の在り方、訓練を徹底して被害を最小限に抑えていくということ、今はとにかくやれる対応で対策を講じ、利用している方々と一緒になった避難訓練なども関係する事業者の方々に要請をしつつ、市も一緒になってそうした体制の強化に取り組んでいくといったことになろうかと思っております。

また、今後の中でもっといい対策が出てくれば、そんなことも併せて検討していきたいと思

いますけれども、今の答弁の段階では、私の考えとしてはその程度しかまとまっていないという状況でございまして、また議員のほうから何か御提案等ありましたら、御指導賜れば幸いです。

7点目、庁舎問題について幾つか御質問をいただきました。

この庁舎問題が9年間、最も室戸市の高位にある総合振興計画に位置づけをされていないのは、答弁はさせていただきますけれども、理解ができないといったことに併せて、小椋議員の受け止め方として、診療所がひとまず開所ができたといったことで、次の箱物に何か取り組むために出てきたような企画ではないかといったふうに私は御質問を聞いて受け止めました。全くそういうことはございません。この庁舎の問題は、私が市長になるときにも公約はしておりませんでした。何度も議会でも答弁をさせていただきますけれども、当選をした後に耐震調査をしなければならないような状況になって、その耐震調査が基になって、地震でもたないと、危険だということで始まったことでもありますので、小椋議員のお考えになってるような事実はございませんので、御理解いただけますようによろしく願いをいたします。何かあったら、また3回目のときに御指摘をいただけたらと思います。

次に、⑧として、液状化についての御質問でございました。

答弁させていただいたことについて、庁舎はしっかりした対策ができて、周囲をどうするのかといった御質問であろうかと思えます。そのとおりだと思います。今の状況の中で、大変庁舎は強固なものができて、本当に県が指摘されてるような液状化が来ると、その周りの活動というのは抑制されてしまって、現在ここである庁舎、津波が来ると後の避難体制への支援活動ができないといったことと同じことを想定するようなことが推定をされますので、今も県のほうとも協議をしておりますけれども、今後、どういった状況になるのか、どういったことを県がまとめた答えを出してくるのか、そんなことも併せて、しっかりと内部でも協議をしながら、議会にも相談をしながら進めていく課題であると認識をしておりますので、どうぞ今後とも推移を見ていただきながら、御指導もいただけたら幸いです。

次に、9点目であります。

4月28日に、吉良川の公民館での説明会の資料を基にされて、市民1人当たり年間6,000円ぐらいの負担だという資料を出したけれども、おかしいじゃないかと、今の人口でなくして、整備されるときにはもっと人口が減っているじゃないかと、そういったことにあてがった計算式を出すべきじゃないか、御指摘のとおりでございます。そのことは、その後も内部で検討しまして、そういった考え方でない方向を指示をさせてもらい、改善をさせてもらっているところでございます。大変申し訳ありませんでした。

最後の問題が、その指摘の1人当たりの単価の問題でございまして、併せて住民投票の問題をいただきました。それで、日高村の産廃の問題、東洋町も過去、最終処分場の問題だったんじゃないかと記憶をしておりますけれども、室戸市も広く市民の判断をもらうためには、住民

投票が大事ではないかという御指摘だと思いますけれども、庁舎につきましては、この近年、例えば安芸市も今整備中ですし、既に中土佐、宿毛は完成をされております。土佐市も今回落成を迎えておりますけれども、庁舎における住民投票は近年、県内では例がないという背景もあり、今のところ、住民説明会を受けて、しっかりと市の体制のまとまった意見を議会に諮って、議会の皆様方の御意見も聞き、決定をしていこうという姿勢でございますので、今の私の時点では、新庁舎に向けての住民投票のことについては考えていないといった答弁を1回目にさせていただいた次第でございます。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） 松下地域医療対策課長。

○地域医療対策課長（松下善徳君） 小椋議員の2回目の御質問にお答えします。

私からは、まず1点目の内科診療患者の数が少ないのではないか、どのくらいの数を見込んでいたのかというところですが、先ほど課長答弁で申し上げましたように、当初の1日当たりの内科患者の見込み数は63名ということで、現在、約9名程度ということで、非常に低調で推移しておりますけれども、これについては、開所を6月1日にできることが確定したのが5月26日ということもあって、5月31日に新聞折り込みを入れさせていただいたんですけれども、その後、また広報とか新聞記事への掲載、ホームページでの周知等は行っておりますけれども、まだ一定周知が完全にされてない状況があると思います。

今後につきましては、県立あき病院との連携強化ということで入院患者の受入れ等も始めてまいりますので、今後の患者状況を見ながら、必要であれば対策を取ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の22人という予定であったものが26人という現在の状況になっているが、どうしてかという部分です。

これにつきましては、私の先ほどの答弁で、整形外科、眼科等の非常勤医師が8名というふうに答えさせていただきました。これは、当初、整形外科と眼科と内科の非常勤で3名のところを、今回登録医師が眼科が5名おりますので、非常勤医師が8名ということで先ほど答弁させていただきました。実際には、金額的には増えるもではなくて、交代交代で先生が来るという意味で人数が増えているものでございますので、そこまで年間の人件費に影響はないものと考えております。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） 正木保健介護課長。

○保健介護課長（正木亜弥君） 小椋議員の2回目の御質問にお答えいたします。

コロナワクチン4回目接種の最低の年齢制限は何歳かという御質問でございますけれども、基本的には60歳以上の方、基礎疾患のある方等は18歳から接種が可能ということになっております。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） 戎井財産管理課長。

○財産管理課長（戎井 健君） 小椋議員より質問のありました2回目のことにつきまして、

液状化について、建物周辺の土地への対策についての御質問がありました。

土地への対策としましては、地盤の転圧を行い土の密度と強度を高くする、地盤改良をして地盤内の水分量を減らす、地盤改良をして地震による地盤の振動を抑え、液状化させにくくする、地震が起きる前にあらかじめ地盤内の水を抜いておくなどの工法がございますので、建設予定地が決定しましたら、まずは地質調査を行い、地質調査の結果に基づき、適切な工法による対策を講じていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） 小椋利廣議員の3回目の質問を許可いたします。

○5番（小椋利廣君） 5番小椋利廣。3回目の質問を行います。

市長は今も言よったけど、この室戸市の総合振興計画書、これは令和3年から11年までの9年間の総支配の本の振興計画書ができちゅうわけよ。これに室戸市の庁舎の移転新築やか全然載ってないわけよ。このときはもうできちゅうわけやきん、診断の結果も、このときに載せちゃかないかんやろ、どんなにしても。それが今になって急遽出てきて、この議会の承認をもろてやるやという、そんな話にはならんやろ。こういう室戸市の総合振興計画書、9年間にわたる、これが一番重要な話になってくるがやない。これにないものが急遽出てきて、議会の議決を得たら、これで進めていくやいう話にわしはならんと思うけど。そのことについてもう一回市長の的確な答弁をお願いしたいと思います。

これで3回目の質問は終わります。

○議長（亀井賢夫君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 3回目の小椋議員の質問にお答えをしたいと思います。

市の総合振興計画、重要な9年間の計画に、令和3年に立てられているのに位置づけがされていないじゃないかと、もう協議はそういった方向で進んでいたときじゃなかったのかといった御指摘じゃないかというふうに受け止めますが、そのことにつきまして、この総合振興計画の中での位置づけ、しかも室戸市庁舎というような非常に大きな事業の中で、令和3年から9年間ということですが、令和2年度の中で振興計画の検討をしながら進んできて、3年度から9年間の計画が冊子になってまとまっております。2年度に協議した段階では、今住民説明会のようなことも全くできておりませんし、内部でどうしようかという本当に初歩的な段階のときに、この中に位置づけをするのにはなかなか重たかったというのが私の正直な思いでありますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

（発言する者あり）

○議長（亀井賢夫君） これをもって小椋利廣議員の質問を終結いたします。

昼食のため13時10分まで休憩いたします。

午後0時2分 休憩

午後1時8分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田渕信量議員の質問を許可いたします。田渕信量議員。

○3番（田渕信量君） 3番田渕信量。令和4年6月第3回室戸市議会定例会におきまして、市民を代表し、一般質問を行います。

1、市長の政治姿勢について。

(1)特別交付税について。

地方交付税の中の特別交付税は、基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要があること、普通交付税の額の算定期日後に生じた災害等のための特別な財政需要があり、また財政収入の減少があることなどを考慮して、12月と3月に交付されております。当市におきましても、特別交付税の交付を受けていますが、その内容についてお聞きします。

令和3年度は9億5,525万2,000円の交付を受けましたが、どのような理由が考慮されてこの金額が交付されたのか。また、その用途についてですが、主に何に使われたのか。また、その中で、旧地域改善対策特別費として幾らなのか、何に使用されたのかをお伺いします。

(2)観光客の誘致について。

2023年春から放送開始予定のNHK連続テレビ小説「らんまん」は、高知県佐川町出身の世界的な植物学者牧野富太郎博士の物語です。2010年に放送された大河ドラマ「龍馬伝」以来となる本県を舞台とした放送の決定に、コロナ禍で落ち込んだ観光関係者にとっては復活のきっかけとすべく、大きな期待を寄せていることだと思います。今年には牧野富太郎生誕160年に当たり、県立牧野植物園では、ゴールデンウィーク期間中にフラワーショーの開催や生誕160年事業として毎月企画展を開催するなど、盛りだくさんの催物で来園者の期待に応え、観光客の増大を図っています。

高知県は、ドラマの放送に合わせて、植物園や牧野富太郎の生誕地の佐川町を巡る大型観光キャンペーンを計画する予定であると発表しています。室戸市では、室戸ユネスコ世界ジオパークのホームページに博士が名前をつけたヤッコソウや浜アザミの紹介があり、このうれしい機運の波に乗って、たくさんの観光客に来ていただきたいと期待します。

このドラマのクランクインは今年の初秋からと発表されていますが、本市ではこの波にどう乗っていくのか、これに関した取組や計画などがあるのか、お伺いします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（亀井賢夫君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 田渕議員にお答えいたします。

(1)特別交付税についてであります。

特別交付税は、普通交付税では算定されない災害などの特別な財政需要に対して交付されるもので、3月に交付決定がされております。本市では、3月に交付決定される前の1月末から2月上旬にかけて、防災・減災対策、少子・高齢化対策、人権対策、環境保全対策、地域振興



対策やその他の特殊事情などについて、国に対して要望を行っております。

昨年度は、県選出の国会議員へ要望を行い、また人権問題解決のための財政措置として、総務省、自民党政務調査会長、県選出国会議員に対して要望を行いました。今年の1月に、担当課長、課長補佐を伴い、政府要望に上京しました折には、コロナ禍であり、議員の皆さんからは御心配の声もいただきましたが、上京しますと、県内外の首長の姿も多く見られ、財源確保に頑張っており、私たちが負けないようにと思いついて上京したことは効果に結びついたと受け止めております。

そのときの要望は、総務大臣をはじめ13名の財政担当官や国会議員等に要望しましたが、中西総務副大臣、前田自治財政局長、高市自民党政務調査会長等に面談が得られ、室戸市の厳しい実情をお伝えできました。結果として、市の要望額より5,500万円余り多い交付額となりましたが、上京して要望した効果が大きであると受け止めております。毎年こうした要望を行っていくことは大変大事であると考えているものであります。

御紹介もいただきましたように、こうした要望の下に、令和3年度の特別交付税は令和2年度より6,672万3,000円増の9億5,525万2,000円の交付額となっております。

本市の防災・減災対策、少子・高齢化対策、人権対策、環境保全対策、地域振興対策や特殊事情などについて国に対して要望することは非常に大きなことであると認識しておりますので、今後も上京して直接国や国会議員に対して要望を重ねてまいります。

次に、(2)観光客の誘致についてであります。

議員御案内のとおり、令和5年春から、高知県出身の植物学者牧野富太郎博士をモデルとしたNHKの連続テレビ小説、いわゆる朝ドラ「らんまん」が放送されます。平成22年のNHK大河ドラマ「龍馬伝」の放送時には、高知県において土佐・龍馬であい博、翌年には志国高知龍馬ふるさと博が開催され、県外観光客入り込み客数が初めて400万人を超え435万人を記録し、その後続く400万人観光のきっかけとなりました。コロナ禍において大きな打撃を受けました観光業界において非常に明るいニュースであり、ドラマの放送を契機に、高知県の植物の多様性や自然の豊かさを全国にPRしていくきっかけになればと考えております。

高知県では、今回の「らんまん」においても、令和5年3月25日から令和6年3月31日まで博覧会の開催を計画しており、5月26日には連続テレビ小説を生かした博覧会推進協議会の設立総会が開かれました。高知県としては、これまで食や歴史といったコンテンツを中心に、中高年層や男性がメインターゲットとなっていたものを、今回、草花を中心とした博覧会の実施により、女性を中心とした新たなターゲットが見込まれると想定しているようにお聞きをしております。

本市においても、何げなく眺めている風景や当たり前に存在する自然の美しさ、地域の営みの魅力などに改めてスポットを当てて、地域の活力やサステナブルツーリズムの基盤となるよう展開してまいります。

また、博覧会基本計画書では、室戸岬周辺が牧野富太郎博士のゆかりの地として位置づけがされており、本市としても博覧会の機運に乗り、前回の「龍馬伝」以上の効果を期待しているところであり、博覧会事業を通じて、ガイドの強化、案内看板の整備等を実施し、博覧会終了後も継続した草花のPR活動を行うとともに、観光事業者の連携による周遊観光の促進を行い、誘客プロモーションと受皿づくりの両輪で100万人観光を目指してまいります。

私からは以上であります、関係課長から補足答弁をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（亀井賢夫君） 上松財政課長。

○財政課長（上松富士樹君） 田淵議員に、(1)特別交付税について、市長答弁を補足させていただきます。

特別交付税は、普通交付では算定されない災害などの特別な財政需要に対して交付されるもので、算定項目はルール分と要望分があります。毎年8月から各算定項目の調査が始まり、12月にルール分の一部が交付され、3月に交付決定されます。令和3年度の特別交付税の交付決定額は9億5,525万2,000円で、内訳としまして、ルール分で2億7,940万円、要望分として6億7,585万2,000円が算定されております。

算定項目としては、大きく分けて、防災・減災対策、少子・高齢化対策、人権対策、環境保全対策、地域振興対策、その他特殊事情の6つに分かれます。また、要望分につきましては、それぞれの細かい内訳や算定式が公開されていないため、どの項目が幾ら算定されているかは不明ですが、ルール分はその6項目がさらに細かい項目に分かれ、金額が算定されております。

次に、特別交付税の用途について主に何に使われたのかのお尋ねですが、地方交付税法第3条第2項の規定では、国は交付税の交付に当たっては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、またはその用途を制限してはならないとされていることから、交付税は特定の事業に充てる特定財源ではなく、一般財源として取り扱っているものです。よって、市の各種事業を実施する際の一般財源としているところでございます。

次に、特別交付税の中で、旧地域改善対策特別費として幾らかというお尋ねですが、旧地域改善対策特別費は、ルール分の項目の中の算定基準によりますと、旧地域改善対策（公営住宅等）に係る元利償還金などの算定基準などにより、令和3年度は5,683万7,000円と算定されております。

次に、何に使用されたかということですが、この旧地域改善対策特別費の算定額についても、地方交付税法の規定により、特定の事業に充てる特定財源ではなく一般財源として取扱いを行っておりますので、市税等の一般財源と合わせまして、公営住宅建設事業債などの元利償還金や人権施策など、一般財源で賄っています各種事業の財源としているところでございます。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） 大西観光ジオパーク推進課長。

○観光ジオパーク推進課長（大西 亨君） 田淵議員に、1、市長の政治姿勢についての(2)観光客の誘致について、市長答弁を補足させていただきます。

議員御案内のとおり、令和5年春から植物学者牧野富太郎博士をモデルとしたNHK連続テレビ小説「らんまん」の放送が決定したことを受け、高知県においては令和5年3月25日から令和6年3月31日の期間で博覧会を開催する予定となっております。

博覧会の推進に当たり、本年5月26日には、濱田知事を会長とし、市町村長や観光協会等の関係機関、観光事業者や交通事業者等を委員とした推進協議会が設立されました。推進協議会では、イベントの開催や周遊促進策、地域の観光資源の磨き上げや観光客の満足度向上等の受入環境整備、またプロモーション活動等の誘致・広報に取り組むこととされております。

推進協議会の取組に合わせて、県・市町村・広域観光協議会に対し、①将来にわたって活用できる観光基盤づくり、②地域の草花ガイドの育成、③周遊促進・観光客の満足度向上、④地域の活性化、⑤市町村の取組に対する県からの支援の取組が求められているところであります。

この博覧会につきましては、メインエリア等について3層のエリアをイメージしており、1層目では、拠点となるメインエリアを高知市の牧野植物園、佐川町の牧野公園・牧野富太郎ふるさと館、越知町の横倉山自然の森博物館周辺、インフォメーションとして、こうち旅広場と桂浜公園を、2層目では、牧野博士ゆかりの地や草花を体感できるスポットとして、大月町などの博士の植物探査地や室戸岬周辺、北川村のモネの庭などの草花体感フィールド、3層目では、地域への周遊・滞在を促すため、県内各地域の観光施設や食資源などのコンテンツを舞台に博覧会を開催することとしており、これらの受入環境整備やプロモーションに取り組み、県内一体となった観光振興を推進することとしております。

本市におきましても、議員御案内のヤッコソウなど博士ゆかりの植物をはじめ、観光施設や食資源を活用し、博覧会を契機に、県外からの観光客を呼び込む取組が必要であると考えております。

議員御質問の博覧会に関する本市の計画はございませんが、取組といたしましては、高知県で補正予算計上される博覧会補助金を活用して、受入環境整備に要する費用を補助金として本議会の補正予算に計上しております。

当該補助金では、室戸岬遊歩道周辺の案内板整備や郷地区において四十寺山への歩道整備をはじめ、室戸固有種の桜であるむろと桜やオンツツジの植樹活動を行ってきた、地元有志で組織する団体の「桜美人の会」が取り組む草花等のガイドを行うのに必要な散策路や案内看板、トイレの整備に必要な経費を計上しております。

なお、周辺には、日本でも有数と言われるユーカリの巨木やスイレン、ハス、アジサイなど、季節の花が楽しめるスポットもあり、周遊コースの策定やガイドの育成に取り組んでいた

だくことで、本市での新たな観光スポットの開発につながるとともに、博覧会で求められている将来にわたって活用できる観光基盤づくりが期待できるものとなっております。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） 田渕信量議員の2回目の質問を許可いたします。田渕信量議員。

○3番（田渕信量君） 3番田渕。2回目の質問を行います。

(2)の観光客誘致について、先ほど答弁していただきましたけれども、室戸でもコロナ禍で結局高知県全体の観光面も低迷となっております。今回の連続テレビ小説「らんまん」の放送によって、県や博士に関係ある市町村が行うイベントの中で、東部のほうにも足を延ばしていただくような、延ばして観光してくれるような取組が必要と思います。単独では観光誘致をするっていうのはなかなか難しいと思いますので、そういう連携は室戸市の中で取組はあるのかどうか。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（亀井賢夫君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 田渕議員の2回目の質問にお答えをさせていただきます。

牧野博士に関係した事業での室戸への観光客の誘致に関連した御質問と受け止めました。室戸市だけ単独で取り組むような施策だけではなかなか観光客を多く呼び込むことは難しくないかと、東部で連携をしながら、県とも共に連携を図ったような政策をもって観光客の誘致対策を強化すべきじゃないかという御指摘に受け止めました。

御意見はそのとおりだというふうには受け止めておりまして、これからいろんな対策を講じながら、できるだけ高知県の東部ということでもありますけれども、徳島県や京阪神のほうに向けても、こうしたイベントに取り組むことなんかを広報しながら、より多くの方々が牧野先生のこのドラマをきっかけに足を向けていただけるように頑張っていく所存でございますので、また議員のほうからもいろいろと御提案、御指導賜りましたらと思います。どうぞよろしくお願いたします。

以上で答弁を終わります。

○議長（亀井賢夫君） これをもって田渕信量議員の質問を終結いたします。

次に、堺喜久美議員の質問を許可いたします。堺喜久美議員。

○10番（堺喜久美君） 10番堺。市民の視線に立って、一般質問を行います。

1、市長の政治姿勢について。

(1)物価高騰等に対する地方創生臨時交付金の取扱いについてお伺いいたします。

長引くコロナウイルス禍に加えて、原油価格や物価高騰の影響により、生活者や事業者は様々な分野で大きな影響が強いられています。

そこで、政府は、4月に国の予備費を確保し、地方創生臨時交付金を拡充して、原油価格・物価高騰対応分という新たな枠をつくり、生活者や事業者を支援していく目的で創設されまし

た。これは、各自治体の判断で様々な事業に活用することができることとなっています。

そこで、本市における交付額とその活用についてお伺いいたします。

本市では、室戸市マイナンバーカード普及促進地域振興券事業として3,600万円、対象者数約9,000人、うちマイナンバーカード取得者4,521人、これは令和4年5月末現在の数字でございます、新規取得見込み者4,500人、合わせて9,000人です。1人4,000円の地域振興券を配布することが今議会に提案されております。人口1万2,000人に対して、現対象者が4,500人、約38%となります。この事業により、マイナンバーカードの普及が促進されることが見込まれておりますが、中にはマイナンバーカードを作りたくない方や高齢者等の中でも作りたくても作れない方がいらっしゃいます。

そこで、県内の他市町村の取組を見てみますと、プレミアム付商品券の発行や18歳までの子供に1人1万円の支給などが活用されております。中でも、安芸市では、1人1万円のクーポン券配布、仁淀川町では1人1万円分の地域通貨券を、宿毛市では1人5,000円分の地域振興券を、四万十町では1人5,000円分の家計応援商品券を全住民に漏れなく配布されることとなっています。様々な考え方があると思いますが、今回は物価高騰のための交付金だと認識していますので、私は全ての市民が漏れなく恩恵を享受できるよう、お隣の安芸市のように、全市民一律に地域振興券などを配布する事業は考えなかったのでしょうか、お伺いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症の長期化、そして本年2月以降のウクライナ危機により原材料価格が値上がりしています。4月には、政府が輸入小麦の売渡価格を17.3%値上げしたところでもあり、食材費の値上がりが一層懸念されます。

そこで、学校給食の食材調達の現状と食材費と予算のバランスとを含めた今後の見通しについてお伺いいたします。

学校給食の食材費は保護者負担が原則の考え方であるものの、その考え方を維持しつつ、自治体の判断により保護者負担を増やすことなく給食が実施できるよう、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の枠組みを自治体が活用することはできるのではないかと考えます。物価高騰は、学校給食の食材費にも影響を及ぼしてくるのではないのでしょうか。現状についてお伺いいたします。

次に、(2)地域を守る建設土木工事の担い手を育てる公共工事の平準化について。

近年、大規模震災、大規模水害、また大規模風害と想定を超える自然災害が頻発しています。100年から150年のうちには必ず起こる南海トラフ巨大地震のタイムリミットが80%を超えようとしている現在、これらの自然災害に対して、住民の安全を確保し、被害を最小限に食い止めるためには、地域の建設土木事業者の協力が必要不可欠であります。少子・高齢化、人口減少社会において地域の人材確保が年々厳しくなっている中で、建設業界の活性化による担い手確保のためには、公共工事の平準化が必要ではないのでしょうか。公共工事の平準化により、地元の労働者、技術者・技能者は年間を通して安定的に仕事ができ、計画的な休日取得なども

可能になります。また、事業者の機材の稼働率向上により重機等の保有も促進され、地域の建設事業者の災害への即応能力も向上します。さらに、行政にとっても、発注職員等の事務作業が一時集中することを回避することができます。

そこで、地域を守る建設土木工事の担い手を育てる公共工事の平準化について質問をさせていただきます。

1つ目の質問として、債務負担行為の積極的な活用について伺います。

予算は単一年度で完結するのが原則ですが、大規模な公共工事などは単年度で終了せず、後の年度にわたり支出をしなければならない事業にはいわゆる債務負担行為が設定されています。ここで、道路の舗装工事や修繕工事など短期で行える事業においても、平準化を踏まえ、年間を通して、必要に応じて事業を進められる体制を整えておくことは、地域住民の安全を守る上で大切なことでもあります。

そこで、規模の大きな工期を要する工事だけではなく、生活道路の補修工事、修繕工事などの小さな工事にも債務負担行為を設定し、年度をまたぐ工事でも発注できるようにすることも必要と考えますが、御見解をお聞かせください。

2つ目の質問として、公共工事へのゼロ市債の活用について伺います。

公共工事の平準化を図るためにゼロ市債を活用する自治体が増えています。ゼロ市債とは、通常新年度に発注する工事を前年度中に債務負担行為を設定し、現年中に入札、契約を締結することにより、年度内または新年度早々の工事着手を可能とするものです。当該工事の支払いは新年度の予算で対応することになります。

そこで、ゼロ市債の活用について、現状と今後の方針についてお伺いいたします。

3つ目の質問として、公共工事の速やかな繰越手続について伺います。

年度末間際で、繰越手続や年度内の工事完了に固執することなく、当該年度で完成しないことが明らかな工事については、適正な工期を確保し、安全に安心して工事を進めていただくために速やかな繰越手続が必要だと思います。工事や業務を実施する中で、気象または用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難、その他のやむを得ない事由により工事が予定どおり進まない場合、受注者に無理をさせないように当初の計画を見直すことは、働き方改革を推進する意味から重要であります。

そこで、やむを得ない理由で工期が遅れそうな公共工事について、年度末にこだわることなく、早い段階から必要日数を見込んで繰越手続を積極的に進めるべきだと考えますが、見解をお聞かせください。

最後に、(3)若者定住のための奨学金返還支援制度について。

これは、私が昨年6月議会で質問させていただきました。市長は、先進地の取組を勉強させていただきながら、積極的に検討していきたいとの御答弁でしたので、よろしく願いいたします。

平成11年より、安心して自立した学生生活ができるように援助するとともに、教育の機会均等を図るため、基準を満たす希望者全員に対して奨学金を貸与することを目標とし、充実を図ってきた日本学生支援機構の2019年の発表によりますと、返済に必要な同機構の貸与奨学金の利用者は約129万人、大学生の2.7人に1人が利用している計算になります。

しかし、本人の低所得や延滞額の増加により、延滞者数は32万7,000人で、延滞債権額は5,400億円となっており、返済に大変な苦勞をしている若者の姿が見えてきます。

そこで、奨学金返還支援制度は、こうした利用者の負担軽減に向け返済を肩代わりする制度で、一昨年6月に条件の見直しがされました。例えば、4年間で400万円の奨学金を受け、卒業後に20年で返済する場合、年間20万円の返済となります。これを行政が肩代わりすると、以前は国からの特別交付税措置が10分の5が対象となり措置率0.5であることから、国からは5万円分の交付額でした。現在は10分の10対象で措置率0.5ですので、10万円が特別交付税措置となります。

あわせて、行政の基金の設置が必要でなくなりました。奨学金返済が必要な若者が、どこに住所を置くか考えたとき、返済を肩代わりする制度がある自治体を選択するのが当然ではないでしょうか。ましてや、周辺自治体が導入した場合、導入しない自治体との差は歴然であります。制度導入の可否について、メリット、デメリットをどのように考えているか、お伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（亀井賢夫君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 堺議員にお答えをいたします。

(1)物価高騰等に対する地方創生臨時交付金の取扱いについてであります。

まず、全市民一律に地域振興券などを配布する事業は考えなかったのかについてであります。

令和4年4月26日の第2回原油価格・物価高騰に関する関係閣僚会議で、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の創設が示されたことにより、国はコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を創設し、コロナ禍において、原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対して支援が実施されるよう、臨時交付金の追加配分が本市にもあったところであります。

本市の交付限度額は9,757万9,000円で、うち国の令和3年度補正予算分2,439万5,000円は今までの通常分と同じ扱いができるもので、令和3年度から本省繰越分の未計上予算と合わせ、本議会の室戸市一般会計補正予算（第4号）にて、マイナンバーカード普及促進地域振興券事業などの事業予算を計上しているところであります。

この、マイナンバーカード普及促進地域振興券事業は、マイナンバーカードの普及促進、新型コロナウイルス感染症により停滞した市内の経済活動の回復、地域における消費喚起及び市外への消費流出の抑制を図ることを目的とし、マイナンバーカード取得済者と新規取得者を合

わせた人口の約70%に当たる約9,000人に1人4,000円の地域振興券を交付する事業であります。

また、残りの国の令和4年度予備費により措置された7,318万4,000円につきましては、コロナ禍において、原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対して支援するための臨時交付金となります。

議員御案内のとおり、この交付金の他市町村の活用では、1人5,000円から1万円の商品券などを配布している事例があります。本市のこの臨時交付金の使い道につきましては、各関係課と協議中で予算化できておりませんが、原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対して支援するための施策事業や子育て支援等の事業を各関係課と協議し、早急に予算計上できるよう取り組んでまいります。

次に、(2)地域を守る建設土木工事の担い手を育てる公共工事の平準化についてであります。

1点目、小規模な工事での債務負担行為の設定と2点目のゼロ市債の活用についてであります。

建設工事につきましては、完成期限が年末や年度末に集中することが多く、建設業者にとって下半期は繁忙期となる一方、上半期、特に第1四半期は工事の発注も少なく、閑散期となることが多く、年間を通してその事業量に偏りが見られております。

こういった背景から、国におきましても、公共工事の品質確保の促進に関する法律において、施工時期の平準化を図ることが公共工事発注者の責務として規定をされております。

まず1点目、小規模な工事での債務負担行為の設定による年度をまたいだ工期での発注についてであります。

議員御案内の舗装工事や修繕工事など小規模な工事の場合は、標準工期も短いことから、上半期中などの早期発注を行い、工事の平準化に努めております。

次に、2点目のゼロ市債の活用についての現状と今後の方針についてであります。

現在、本市において、ゼロ市債の活用実績はありませんが、この制度は新年度事業を前倒しで発注するイメージであり、建設業者にとって、前年度での入札や契約を行うことにより、新年度当初から工事着手が可能となることから、平準化に対する有効な手段の一つであると考えられますので、今後は財政課をはじめ関係各課と協議を行いながら、ゼロ市債の活用について取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにしましても、公共工事の平準化には、年度内の工事量の偏りを解消し、年間を通じた継続的な工事の発注が重要であり、建設業者の経営や効率化や工事の品質の確保、ひいては担い手の育成等に資するものと考えられますので、今後におきましても工事発注時期の平準化に努めてまいります。

次に、(3)若者定住のための奨学金返還支援制度についてであります。



まず、本市の現在の取組として、平成30年度に若者の定住と就労の促進を図ることを目的に、室戸市若者定住・就業促進に係る奨学資金返還支援制度を創設し、令和4年度においては、10名の方からの申請が提出されており、制度の目的である若者の定住に一定の効果が出ているものと考えております。しかしながら、対象となる奨学資金につきましては室戸市奨学資金のみとなっており、日本学生支援機構等の他の奨学資金については、現在は対象外としていく所でございます。

議員御案内の令和2年6月に見直しをされた奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱にのっとり、室戸市奨学資金以外の奨学資金についても返還支援の対象とした場合のメリットとしては、市外の学校を卒業し、室戸に戻ってくることを迷っている若者や市外からの移住を検討している若者に向けて、室戸市に移り住むことの利点の一つとしてアピールすることができ、ひいては人口、税収の増加にもつながることが想定されます。

一方、デメリットとしては、御質問にもありましたように、制度を利用し一定の条件を満たした場合は、奨学金資金返還支援に係る市町村負担額は特別交付税の対象となるため、財政負担は一定軽減されますが、大学生の約2.7人に1人が利用していると言われていた日本学生支援機構の奨学金を対象とした場合には、返還支援の対象者が大きく増えることから、現行の制度と比較しても市の財政負担の増加につながるものと考えられます。

しかしながら、当市の最大の課題である人口減少を少しでも食い止めるためにも、若者の定住や移住者の増加につながるための施策に関しましては積極的に取り入れていきたいと考えておりますので、御質問の制度の導入につきましては、奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱の課題や問題点を見極めてこの制度の構築に取り組み、推進してまいりたいと考えております。

私からは以上でございますが、関係課長から補足答弁をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

**○議長（亀井賢夫君）** 武井教育次長兼学校保育課長。

**○教育次長兼学校保育課長（武井知香君）** 堺議員に、1、市長の政治姿勢についての(1)物価高騰等に対する地方創生臨時交付金の取扱いについての学校給食に関しまして、私のほうからお答えさせていただきます。

現在、室戸市の学校給食は、中部学校給食センターと西部学校給食センターの2か所で市内全小・中学校9校に給食を提供しております。

学校給食の食材調達先につきましては、高知県学校給食会や室戸市内の事業者などから食材調達を行っております。学校給食法や食育推進基本計画に栄養教諭による地場産物の食に関する指導等が求められていることなどから、食材につきましては、まず室戸市内の食材を、次に県内にと、なるべく児童・生徒の地元に近い食材を調達しているところでございます。

学校給食の予算といたしましては、学校給食実施基準によりまして、児童・生徒の摂取栄養

量が定められております。この基準どおりの給食提供を行う必要があるため、予算に不足が生じないように、賄い材料費として毎年4,000万円以上を予算計上いたしております。

保護者の負担といたしましては、食材費分として小学校で1食250円、中学校では1食290円の給食費をいただいているところでございます。この給食費は、本市では子育て世代への経済的支援の一環として20年以上金額を据え置いており、食材費の約37%を市が負担しております。また、経済的に就学が困難な世帯につきましては、児童・生徒就学援助費制度により給食費の全額助成を実施しているところでございます。

物価高騰につきましては、現在、牛乳や小麦粉など一部の食材が値上げとなっております。今後も様々な食材の値上げが予想されるところでございますが、基準摂取栄養量の給食を提供するために必要な予算は、市としては確保していかなければならないものと考えております。

また、この物価高騰によりまして保護者のさらなる負担とならないように、給食費につきましては、今まで同様、子育て支援の一環として金額を据置きたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） 上松財政課長。

○財政課長（上松富士樹君） 堺議員に、(2)の地域を守る建設土木工事の担い手を育てる公共工事の平準化について、市長答弁を補足させていただきます。

まず、ゼロ市債の活用について、現状と今後の方針についてでございますが、市の会計は単年度会計であり、工事等の発注は原則として新たな年度になってからの入札契約手続となります。このため、年度当初からの工事着工は難しく、閑散期が生じており、また年度末等に工事が集中してしまう状況にあります。

そこで、議員御案内の施工時期等の平準化を図るため、債務負担行為を設定し、新年度の工事等の入札契約を前年度に行うことにより、前年度中または新年度当初の工事着工を可能とする制度ですが、債務負担行為を設定する年度には前払い金等の支出はなく、翌年度以降の支出となることから、ゼロ市債と言われております。

現状では、このゼロ市債制度は本市では活用しておりませんが、国土交通省から、平準化推進の進め方などが示されておりますので、まず高知県や他市の状況もお聞きしながら、本市で制度を活用する場合の規則等の改正の必要性や事務手続なども併せ、関係課と協議を重ねた上で制度の活用について取り組んでまいります。

次に、年度末にこだわることなく早い段階から必要日数を見込んで繰越手続を積極的に進めるべきについてでございますが、やむを得ない理由により早い段階で年度内完了が見込めない状況が生じたときは、年度末にこだわらず、随時繰越手続を行っているところでございます。

本定例会に議案として上程しています室戸市一般会計補正予算（第4号）でも、市営室津川団地建替事業について、現段階で年度内完了が見込めないため、繰越明許費の設定をさせてい

ただいているところです。

今後も、早い段階で年度内完了が見込めない事業があれば、関係課と協議の上、随時繰越手続を行ってまいります。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） 堺喜久美議員の2回目の質問を許可いたします。堺喜久美議員。

○10番（堺 喜久美君） 10番堺。2回目の質問を行います。

丁寧な御答弁ありがとうございました。

(1)の物価高騰に対する地方創生臨時交付金の取扱いについてですが、国はマイナンバーポイント事業第2弾として、カードの取得者や第1弾を利用していない人を対象に、最大5,000円分のポイントを付与する事業に加え、カードを健康保険証として登録したり、公金受取口座を登録したりした場合に、それぞれ7,500円分が付与されます。ポイント付与の申請を6月30日から始めると発表しています。これは1人当たり最大2万円分のポイントがつくということになるわけですね。それに加えて、市は4,000円の地域振興券がいただけると、そういうことになろうかと思えます。

これは本当に本市のマイナンバーカード普及促進に弾みをつける事業とは思いますが、反面、マイナンバーカードを持っていない大部分の市民にとっては大変不公平感のする事業ではないかといいます。昨年行われましたプレミアム付商品券では、お金を持っている人、また情報を上手にキャッチできる方のみが高額の商品券を得ることができて、多くの市民がとても不公平感を持っておりました。分配にはある程度の約束、ライン引きが必要でしょうが、今行われております非課税世帯に10万円給付なども、たまたま対象から外れた人が担当課などに多くの問合せや御不満が寄せられていることだと思えます。私のほうにも多くの声が寄せられました。しかし、申し訳ないけど、これは国の制度だからとしか言わざるを得ませんでした。今回は市の采配でできることなので、ぜひとも市民から不公平感から来る不満が出ませんように、これから検討していただけるということですので、その点十分よろしく願いいたします。

(2)の建設土木工事の担い手を育てる工事の平準化についてでございますが、市内の建設業者は一時期からすると随分と少なくなりました。今頑張ってくださいている業者に対しては行政のバックアップがとても必要だと思います。いざ災害となった場合、プロのマンパワーとともに重機などの機材が必要であることは言うまでもありません。

しかし、現在では、重機の保有は各業者にとっては大変な負担となっております。市としても、現在、地域の業者がどれぐらいの重機を保有しているのか、災害時に備えて把握していくことも大事かと思われます。この点はいかがされますでしょうか。

先ほど平準化、ゼロ市債を積極的に進めていきたいというお話をいただきましたが、積極的に進めていただくとともに、こういう建設業界の業者さんの機材の保有率、それを上げるということもバックアップしていただけたらと思えます。

3つ目の若者定住のための奨学金支援制度ですけれども、先ほどデメリットとして市の財政

負担があると、当然市民の福祉向上のためには財政負担が必要になってくるわけですが、例えば大学を卒業して、25歳で1人の人が室戸市を選んで来て、返済が終わる20年室戸市に定住していただくとすると、その20年間の市県民税、それを考えますと、それほど財政負担っていうのも考えにくいのではないかと思います。今リモートワークでの仕事の仕方というのもあって、都会の人たちがどこで仕事をするのか、どこに住居を構えるのかっていうのも選択肢の一つにはなるかと思しますので、ぜひとも進めていただきたいと思います。そして、四万十町のように、看護師とか介護士、保育士など、公務員は対象にならないとなっておりますが、こういうとても大事な職種、希望者の少ない職種などには公務員も可という、そういう手だてもしているそうです、室戸市は何か特典のような職種は考えているでしょうか。

以上、2回目の質問を終わります。

○議長（亀井賢夫君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 堺議員の2回目の質問にお答えをさせていただきます。

1つ目としまして、物価高騰に関係をしたマイナンバーについての御質問でありまして、国の新たな支援制度に合わせて、一定マイナンバーカードの交付については推進ができるものと私のほうも受け止めてはおりますが、堺議員のほうからは、家庭の所得上の環境もあって、不公平感が生じないような最善の対策をとという御指摘でございました。

そうしたことも併せて今回対応していきますけれども、基本的には所得の規制をかけずに全世帯にということと考えておりまして、1つは交付されてる方と、今後新たに申請する方合わせて70%ぐらいの規模の予算しか今回は計上しておりませんが、その後、もっと交付に対して要望等があれば、改めた形での財源確保を図りながら検討も進めていき、不公平がないようにしていきたいというふうに考えております。

2点目でございます。工事の平準化についての取組で、バックアップ対策が必要ではないかということで、近年、大変建設業者の方々も事業の関係の厳しさ等で、重機の保有状況が少なくなっている、度々以前の議会でも議論をされた課題でありまして、私自身も非常に懸念をしている問題でもあります。堺議員からも御指摘がありましたように、災害時におけるときに、建設業者の重機の保有率が高いということは、非常に地域の災害対応への御協力等していただきやすい環境にもつながりますので、また関係する方々との意見交換なんかもさせていただきながら、今後、どう取り組むのかを検討してみたいと思います。

3点目でございます。奨学金返還支援制度について積極的に取り組むべきではないか。それと、四万十町を例に挙げられて、室戸市としての特典なんかも考えられているかということですが、1回目の答弁でさせていただきましたように、この件は私自身も大変関心を高めておりまして、積極的に推進していくべき施策じゃないかというふうに受け止めておりますが、まだまだ奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱に関する問題点だとか、うちの市としての課題等々のまだ精査ができておりませんので、そうしたことをしっかり調整をしながら、積極

的に推進していきたいなと思っておりますので、御理解いただけますようお願いしたいと思っております。

○議長（亀井賢夫君） これをもって堺喜久美議員の質問を終結いたします。

2時25分まで休憩いたします。

午後2時13分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、竹中真智子議員の質問を許可いたします。竹中真智子議員。

○2番（竹中真智子君） 2番竹中真智子。通告書に沿って、市民を代表して一般質問を行います。

1、市長の政治姿勢についてお聞きします。

(1)市庁舎整備計画についてお聞きします。

①アンケートについて。

本年1月号の広報に市庁舎移転建設についてのアンケートが入れられ、多くの市民から苦情の声が聞こえてきています。いつの間に移転建設が決まったのか、決めてから何の意見を言えればいいのか、議員はみんな承知なのかと様々な意見が私のところにも寄せられてきました。

私も予定が許す限り説明会に参加をしまして、羽根と吉良川とで参加をしました。私なりに判断をすると、来られていた住民のほとんどが反対、住民の意見も聞かずに移転建築を決めているように感じて、市民の中にはあきれた声とともに怒りも見られていたのではないのでしょうか。室戸地区での説明会においても、植田市長の支持者を除き、反対の声が多かったと聞きます。説明会で移転建設ありきではなく、現庁舎の耐震補強も含めて住民の意見を求めるよう意見が出されたと聞きました。

その後、送られてきた2回目のアンケートにおいても、移転建設ありきの質問内容でした。再び住民から何を書いて出せというのや、反対の意見も聞く気もないのか市役所は、と怒りの声が私に寄せられてきました。

そこで、お伺いいたします。

①の1、2回目のアンケートの結果はどのような結果でしたか。前段の議員さんが聞かれましたけれども、もう一度お願いいたします。

①の2、選択肢が新築移転ありきのアンケートで、住民の意見が反映されたとお考えですか。

①の3、市長は今回の住民説明会で市民への説明は十分足りたので、庁舎移転建設を推し進めるつもりなのか、お聞きいたします。

②室戸市新庁舎建設基本構想についてお聞きします。

全体的な感想ですが、この基本構想は、議員1期目の主婦議員から見ますと支離滅裂で、市

内部の業務に精通している人たちが中心になってつくったものと残念な基本構想と感じるのは私だけでしょうか。

新庁舎の規模についてお聞きします。

現在の本庁舎が、延べ床面積5,300平方メートルに対し、基本構想で必要とされている延べ床面積は6,700平方メートルとなっています。国の基準とかによって算出されているようですが、広過ぎませんか。この今の庁舎が建築されたときに比べて、人口は半分以下、職員数も減っています。今後、人口減少は進んでいき、計画している令和9年には人口も1万人程度になっていると思われまます。町並みではないでしょうか。

行政事務が拡大、多様化しているとの記載もありましたけれども、確かに地方分権による権限移譲により県から各種許認可事務などを市が行うようになったと思います。介護の分野については市の業務が増えているのは目に見えますが、その他はそれほど仕事が増えているような感じはしませんが、それは私1期目の議員の認識不足でしょうか。

また、保健介護課、地域医療対策課、観光ジオパーク推進課も本庁舎に集約しますともありました。

そもそも、保健福祉センターやすらぎは、介護保険業務、そして保健所がなくなった後の保健・健診業務を行うために整備されたものではありませんか。現在、同じ建物内に室戸市社会福祉協議会があり、その中に包括支援センターも設け、介護申請業務などを効率的に行っているものと思われまますが、違うのでしょうか。

地域医療対策課にしても、今月オープンした室戸市立診療所と医療・介護業務との連携を図っていくのではないのですか。高知医大と県と連携したS A W A C H I 型事業を推進するにも、診療所と担当課は隣接している今の状態がよいのではないのでしょうか。そのために隣接地に診療所を建設したのではないのでしょうか。

観光ジオパーク推進課も、ジオパークの世界認定を目指したとき、拠点施設が必要であるということから現在の場所に室戸世界ジオパークセンターを整備したのではないのでしょうか。ジオパークは私がやりましたと自負する植田市長は御存じなかったのでしょうか。

あと、現在の庁舎の執務室が狭いということですが、庁内各課が執務室に物を置き過ぎではないのでしょうか。書類の整理ができていないように思われまますが、違いますか。疑問ばかりの基本構想です。

住民は新しい大きな庁舎を望んではいません。行政サービスがしっかりと行える、そしてきちんと対応してくれる市役所を望んでいます。住民は行政サービスがしっかりと行える、そしてきちんと対応してくれる市役所を望んでいるのです。

そこで、お聞きします。

②の1、人口に見合った課の統合、職員数などを一緒に考える必要があると思われまます、体制、職員数の見直しについてどうお考えなのか、お聞きいたします。

②の2、行政事務の拡大、多様化とありますが、どういった事務が増えているのか、具体的にお聞かせください。

②の3、また集約化とありましたが、さきに述べましたように保健福祉センターやすらぎ、室戸世界ジオパークセンターは、私は今のままでいいのではないかと思います。本庁舎に集約が必要な理由についてお聞きします。

駐車場、公共交通についてお聞きします。

基本構想の中で、駐車場の必要台数350台とありました。公用車の駐車台数については必要不可欠だと納得しますが、職員駐車場数が200台以上とありました。職員の使用料徴収者数204人とあります。この慢性的な駐車場不足の原因について調査をしてみますと、10年ぐらい前は、通勤距離2キロメートル以下の者はマイカー通勤をしないように注意されていたようです。しかし、前小松市長のときに、その部分を撤廃し、使用料を取る代わりに、2キロメートル以下であっても乗ってきていいとなったからではという声も聞かれました。駐車場不足の原因は職員にあるのではないのでしょうか。本庁舎の前、西側、裏側、建設協会の東側には駐車されていますが、元日曜市跡の駐車場にはふだんは車は止まっています。植田市長についても、就任当初は徒歩で通勤されていましたが、最近、徒歩で通勤されている姿をあまり見かけなくなりました。

公共交通についても、現在は幹線道路の55号沿いに位置していますが、移転候補地は全て県道沿い、あるいは県道からの進入路が必要な場所となっています。公共交通である東部交通のバスは県道沿いには数えるほどしか走っていません。住民の利便性を図るためにバスの運行が必要となります。

そこで、お聞きします。

②の4、駐車場の必要台数について、さきに述べたように職員のモラルの向上が必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

②の5、職員数、人口の減少も含めて、本当に350台も必要ですか。

②の6、東部交通のバス運行便を県道沿いにすることによって、安芸広域のバスの負担金の増額が必要になってくるとと思いますが、幾らぐらい増えるのか、お聞きします。

②の7、吉良川の説明会場で出席されていた方から、パブリックコメントを募集したらどうかという御意見が出されておりました。職員はよく御存じだと思いますが、方法とか、やり方とか、一応公募するなり住民に広く聞くということを望みますが、いかがでしょうか、お伺いします。

②の8、移転、新築の結果が出された際には、現庁舎の跡地利用はどのようになるのか、お聞きします。

②の9、市庁舎の移転建設問題の賛否を問う住民投票をと室戸や吉良川の会場から市民の声が上がっていたようですが、どのようにお考えをしているのか、お聞きします。

③財源について。

庁舎整備の財源についてお聞きします。

さきの令和3年12月議会の濱口議員の質問に対しての答弁では、この移転建築は緊急防災・減災事業債などを活用して整備すると説明があり、私もそのつもりで説明会でも聞いておりました。緊急防災・減災事業は、令和3年から7年の5年間再延長された事業で、事業費の70%に後年度交付税措置があり、市債の実質負担額は30%に抑えられる事業と理解をしています。説明会の折に、担当職員から、現庁舎の耐震改修の事業費は15億円ほどとお聞きをしていますので、現庁舎の耐震改修を行う場合は、その30%の4億5,000万円の負担で行えることとなります。私は市が進めている庁舎移転新築工事のスケジュールは、緊急防災事業の対象期間内に完了することができないことに気づき、担当部署に確認に行き、担当の職員の説明では、緊急防災・減災事業が使えない場合には防災対策事業で対応すると説明をお聞きしましたので、担当課の言う数字と少し違いがあるかもしれませんが、私なりに計算をしてみました。

そうすると、現在のスケジュールでは、庁舎移転に係る用地取得、用地造成、設計部分のみの6億円程度が緊急防災事業の対象となり、残りの40億円以上は防災対策事業を活用しての整備となります。残りの事業費40億円を防災対策事業で行うなら、起債対象とならない25%に当たる10億円の積立金が必要となり、それら以外の費用に起債を借りたとしたら、さきの用地部分の6億円と合わせて全部で36億円になります。そのうち、交付税措置があるのが13億円程度になるのではないかと思います。交付税措置のない起債が総事業費の約半分の23億円になります。令和4年度予算説明資料の市債の説明資料の中の防災対策事業債の利率0.4%、償還年数25年から算出をしますと、年間約1億5,000万円以上公債費が増加することになります。本当にこれからの市の財政状況で支払っていただけるのでしょうか。

令和4年度の予算説明資料が広報6月号に載っています。人件費、公債費、扶助費という義務的経費が予算歳出全体の39%、逆に市税など自立財源が歳入の36%と、既に3%、金額にして4億5,000万円も自主財源で義務的経費が賄えていない状況です。歳出である公債費と歳入である市債と比較しても、支払い費用の公債費より借り入れる市債のほうが約1億円多い状況です。室戸地区での説明会において植田市長は、市は毎年10億円程度借入れを起し、10億円以上支払っているから大丈夫ですと市民に説明したと聞きました。令和4年の予算では支払いが下回っています。大丈夫ではありません。庁舎整備に必要な積立金についても同じで、令和3年度に庁舎整備に向けた基金を設置し、3億円を積み立てました。しかし、令和4年度の予算を組むのに財政調整基金から3億4,000万円を取り崩して予算を組んでおります。

市長の頼みであるふるさと納税についても、本年、令和4年度予算から見て、歳入の寄附額が17億円に対し、歳出の寄附者への返礼品8億5,000万円、クレジットカードなど寄附金に対しての手数料1億9,000万円、その他の費用を合わせると11億8,000万円の費用となり、寄附金から差引きすると、残るは5億2,000万円であります。植田市長は市民に対して、ふるさと納



税の説明では17億円、20億円と寄附金の総額ばかりを説明していますが、3分の1程度しか収入がないのが実情であります。市民は市の財政状況はふるさと納税で物すごく潤っていると誤解しています。

新庁舎の建設移転についての基本構想では、この大事な財源分について、地方債と基金の活用としか記載がありません。高齢化率50%を超える当市で、貯蓄もなく、借金をしてまで取り急ぎ建設する必要があるのか、疑問であります。

そこで、お伺いをいたします。

③の1、積立金について。

毎年3億円もの市費を積み立てていく予定だと思いましたが、その他の事業に対して影響があるのではないかと思います。一般財源で3億円あれば、道路、住宅、学校の改修など、国・県の補助制度を活用すれば6億円近くその他の事業が可能ですが、その他の事業を減らしていく必要があると思われませんが、どうお考えでしょうか。

③の2、現庁舎の近くには室戸小学校があります。これからの室戸を担っていく子供たちが通う学校は耐震改修でやっているのに、庁舎は移転、おかしいと思いませんか。また、庁舎移転よりも浸水区域にある吉良川中学校、羽根小学校、同じく浸水区域で庁舎よりも老朽化が著しい羽根昭和保育所の移転建築のほうを優先すべきではと思いますが、どのようにお考えですか。

③の3、隣の安芸市は、東館は昭和34年建築、西館は昭和57年建築で、現在、移転工事を行っています。総事業費47億円、緊急防災・減災事業で25億円を借り入れ、計画的に積立てを行って、積立金は29億円、そのうち22億円を使う予定だそうです。有利な事業を活用し、市民の将来的な負担は室戸市民に比べて少ないと思います。今回策定した基本構想もそうですが、収支計画なども含め、市民に計画を広く見せていく必要があると思いますが、どうでしょうか。

③の4、建築資材の高騰について、現在、ウッドショックと言われ、木材を中心に建築資材が高騰しています。また、ロシアのウクライナ侵攻や円安により、さらに鋼材を含めた建築資材の高騰が予想されます。梶原町の雲の上のレストランについては、建築資材の高騰から建て替え計画の一時中止を表明しています。今後、庁舎の移転建築計画を進めていくと思いますが、現在、想定している事業費46億円、建築費30億円がどのぐらいまで上がっても、市長は建設移転を進めていくつもりなのでしょうか。

③の5、これまでの市長は事業を行うのにまず補助金、交付金を探し、補助金、交付金がない事業はあまり実施しようとはしませんでした。しかし、植田市長は補助金、交付金なくても実施しようとしています。今回の庁舎移転建築、さきの診療所整備も、費用を抑えるとかではなく、市民が言ったから、したいからするといった感じが見られます。今後も、その他の事業についても同じ姿勢で行うのでしょうか。いつか室戸市が経営破綻するのではないかと案ずる市民の声があります。室戸市民にとって、このとても大きな事業は、裕福な室戸市なら大歓迎の

事業ですが、財政の面ではとても不安に思われますので、国や県とは協議をしたのか、お聞きします。

(2)市長の部落差別解消に取り組む姿勢を聞く。

①部落差別をなくするために様々な方法に取り組んでいるとは思いますが、私たちの目には見えてこない。

そこで、お聞きします。

部落差別をなくするために新しく制定された法律の具体化を図るために条例の制定をすべきではないかとの質問に対して、市長は、室戸市の人権条例を改正して取り組むと答弁をしておりますが、どのような内容なのか、お聞きします。

新しく制定された部落差別をなくする法律は、どのような内容になっているのかお聞きをします。新しい法律に基づき、行政の責務と市民の課題を明らかにしてください。この件については、誰が聞いても理解できるよう、答弁のほうをお願いいたします。

②同和問題とは何か、部落差別とは何か、お聞きします。

③被差別部落はどうしてつくられたのか、いつ頃、誰が、何のためにつくられたのか、具体的に答弁をしてください。

④今でも厳しい部落差別があります。人の命までも奪っています。差別をすることは、殺人と等しいことでもあります。室戸市の差別の実態を明らかにして、取組の強化を望み、お聞きします。

⑤部落差別は明治の解放令でなくなるはずが、今まで残り、基本的人権を奪っております。なぜなのか。基本的人権の定めている憲法を踏みにじり、部落差別が生き続けているのはなぜなのか、お聞きします。

⑥自分の身边に部落差別はないと言い切る人がいます。本当にそうでしょうか。何が差別なのか見えていない人たちだと思います。こういった人たちにこそ、研修などに参加していただくために啓発を強化すべきだと思いますが、その方法などについて答弁を求めます。

⑦厳しい結婚差別や就職差別が後を絶ちません。なぜあるのか、お聞きします。

⑧室戸市には6か所の同和地区があると言われております。室戸市の同和地区はいつ頃できたのか、何のために誰がつくったのか、お聞きします。

⑨昭和40年に出された同和対策答申には、部落差別をなくすることは行政の責務であると言われております。その意味についてお聞きします。

⑩部落差別をなくすることは国民的課題であると言われておりますが、なぜなのか、お伺いいたします。

(3)新成人について。

成人となる年齢を二十歳から18歳に引き下げる改正民法が本年4月1日より施行されましたが、少子・高齢化が進む中で、若者が早くから経済活動に参加することで社会の活性化につな

がると期待されますが、社会経験の乏しい18、19歳の自立を支援するための環境整備が課題となり、明治より140年以上続いた大人の定義の大転換のときであります。成人となった18歳、19歳は、親の同意なく、クレジットカードや携帯電話、ローンといった契約を結べるようになります。親の同意なく結んだ契約を後から取り消せる未成年者取消し権の対象から外れることで悪質な業者のターゲットになる可能性があり、消費者庁は啓発に力を入れるといったことなどを新聞でも報道されておりましたが、成人年齢の引下げで、新成人、18歳になったらできること、二十歳にならないとできないことなど、気をつけなければならないことなどあるかと思えます。新制度スタートの年だからこそ、その制度の理解に向けて、勉強の場を設けるべきではと思い、お聞きします。

①本市では、対象になるこの年齢の方はどのくらいおられるのか。

②室戸市は対象者に大人の定義の転換期のこの年に詳しい制度の内容についての周知を図るために説明の機会をつくる、そういったことをやる計画はあるのか、お聞きします。

(4)丸山長寿園について。

丸山長寿園についてお聞きします。

海は近いけど津波は来ないと言われてきた三津の丸山長寿園は、鉄筋平家建てに約100名の人が暮らしています。ところが、東日本大震災以来、県の被害想定が見直され、大きな地震の際には約二、三十分で30センチほどの津波が到達し、最大5メートルから10メートル浸水するとされました。裏山に避難場所を設け、救難艇も2隻そろえましたが、実際には避難してみると、車椅子の避難は職員が押して2分ほどかかり、夜は守衛を含めて5人では、約100人の避難はなかなか難しい。山に近づけば土砂災害区域に入るし、周囲に高い建物はないし、室戸市は国定公園に含まれ規制も多い。その三津から、消防署や高校、保育園などがあるほど近くの平地の農地を手に入れるめどが付き、移転建設する準備に向けて取り組んでいるという丸山長寿園ですが、安芸広域で運営されていた施設が、そこより離れて、民間に委ねられ、そこに勤めていた職員たちが中心になり法人化され、今運営がされています。移転新築となれば多額の自己資金が必要であります。今長寿園の経営は黒字で、出た黒字額は施設移転を見越して積み立てられ、努力が続けられています。

市のほうにも関係者が相談に訪れたこともあるように聞いております。安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合を離れたときに、8,500万円ほどの配分金が室戸市に戻され、そのお金は室戸市介護福祉基金として現在もそのままに積み立てられています。この施設は室戸市には必要な施設だと思いますので、市として何か支援ができないかと思い、室戸市内唯一の特養、特老であります、室戸市としてどのような支援ができ得るのか、お聞きします。

(5)小・中学校の統廃合について。

5月30日、元小学校で、市内の保育所、小・中学校の統廃合について、学校適正規模・適正配置基本計画についての説明があり、参加をさせていただきました。会場となった元小学校で

すが、現在10名に満たない子供たちが勉学に励んでいます。保護者の方から、時代の流れの中で統合の話がいつか出てくると思っていた、そうなるのでしょうかとか、元校区ではない他の地域から、元小学校で学ばせたい、通わせたいと思い、地元ではなく他の地域からこの学校に来ています、生徒の数が少ないということで、室小に統合になるのはやめてくださいといった声などが上がっておりました。市のほうは、そういう声が多いようであれば、当分の間は統合はしない旨の話もあったように思いました。

また、中学校の件は、現在、市内に佐喜浜、室戸、吉良川、羽根と4校ある中学校を、室戸高校付近に集約し、1校にするとのことで、令和8年4月から生徒たちの通学を始めるとのことで説明資料には載せられていますが、元小での説明会では、なぜ中学校を室戸中学校1校に集約するのか、羽根の奥地や佐喜浜の山間部から仮にスクールバスで通ったとしてもかなりの時間がかかる、子供たちの体力が1日のスケジュールが終わるまで持ちこたえられるか疑問である、もっと子供のことを考えてほしいといったような声が上がっておりました。

住民の方が私に、市は中学校の1校集約になぜとられるのか、こだわるのか。例えば、高台にある羽根中学校に川べりにある吉良川中学校が移転する、小学校は津波の被害が大変心配される羽根小学校が高台にある吉良川小へと、そのようにはできないものかと何人もの市民に尋ねられました。室戸高校周辺の隣接地に新しい室戸中学校を建て、体育館や運動場は高校と共用で使用する思いのようです。中高の連携教育を推進されることなどが書かれておりました。

そこで、お伺いします。

①元小のように10人に満たない生徒数の学校でも、保護者の統合反対の声はどの程度までくみ上げられていくのか、存続させていく思いはあるのか、お聞きします。

②海岸近くにあり津波被害が想定される羽根小学校を高台にある吉良川小学校への統合の声などはなかったのか、お聞きします。

③中学校を1校にする説明会を開いているが、2校にすることはできないのか、お聞きします。例としましては、市西部に1校置く、それは川べりにある吉良川中を高台にある羽根中に移転するといったような、これはほんの一例です。

④市内4中学校を1校にして、室高付近に令和8年4月開校に向け、移転新校舎を建築するのか、お聞きします。

⑤これら学校再編の際のスクールバスの運行の有無は、バスの利用の利用料金はどうなるのか、そして給食はどうなるのか、給食費はどうなるのか、保護者の方は不安に思っていますので、お聞きをします。

⑥学校統合後の学校跡地の再利用の計画をお聞きします。

以上、竹中真智子、1回目を終わります。

○議長（亀井賢夫君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 竹中真智子議員にお答えをいたします。

(1)市庁舎整備計画についての①アンケート結果についてであります。

1点目の2回目のアンケート結果についてであります。昨日の議員への回答と重複しますので、詳細な部分は省略をさせていただきます。

主な設問となります庁舎の移転建替に対する意見の回答結果は、全回答1,480件中、移転建替に賛成であるは31%で458件、移転建替もやむを得ないは44%で657件、現庁舎の補強で十分であるは19%で227件、未回答が6%、88件となっております。

次に、2点目の新築移転ありきのアンケートで住民の意見が反映されたと考えているか、3点目の住民説明会が足りたとの認識で庁舎移転建設を進めるのかにつきましては、関連がありますので、一括して答弁させていただきます。

この2回目のアンケートは、市民の皆様に移転建替について御意見をいただくため、移転建替に賛成である、移転建替もやむを得ない、現庁舎の補強で十分であるの3点を選択肢としており、回答数も一定あったことから、住民の御意見が反映されたものであると考えているところでありますが、2回目のアンケート結果や6月から行っております再度の市内全域を回っての住民説明会を通していただいている心配や疑問の声も多数ありますので、重ねての説明会を実施し、御理解をいただけるよう努めた上で、最終的に市としての方向性を定め、市民や議会に御理解をいただいた上で推進してまいりたいと考えております。

次に、②新庁舎建設基本構想についての1点目、人口に見合った体制、職員数の見直しについてであります。

課の新設、統合、廃止、名称変更、事務事業の見直しなどにつきましては、これまでも室戸市行政経営改革プロジェクトチームにおいて、必要に応じ協議を行い、効率的な行政経営を図っているところであります。また、職員数につきましても、行政サービスの維持及び事業の拡大等に対応するため、必要な人員確保に努めているところであります。

新庁舎建設基本構想において算定した人員につきましては、あくまで現時点での想定のものでありますので、今後、地方公務員の定年が段階的に引き上げられることによる影響も踏まえ、組織及び人員が適切な規模となるよう、機構改革、職員数の見直しを行った上で、庁舎の必要面積等についても再検討し、基本計画に盛り込んでいく考えであります。

次に、2点目の基本構想に行政事務の拡大、多様化とあるが、具体的にどういった事務が増えているのかについてであります。

現庁舎が建設された昭和58年当初と比べますと、社会経済情勢や大規模災害、国や県、市の施策の方向性の変化などにより対応するため、防災対策、移住・定住対策、ふるさと納税業務、廃棄物処理、マイナンバーカード、集落活動センター、後期高齢者、介護保険事業、男女共同参画、SDGsの推進、国土調査など多くの業務に加え、市独自施策として海洋深層水事業、地域医療対策、ジオパーク推進事業などの業務が増えたのではないかと認識をしております。

す。

次に、3点目の本庁舎への集約の必要性についてであります。

議員御案内のとおり、室戸市新庁舎建設基本構想（案）におきましては、保健福祉センターやすらぎ内にある保健介護課等をはじめ、本庁舎以外の出先機関の移転建て替え庁舎への集約化が記載されているところであります。

その理由としましては、市民手続のワンストップ化を図ることや、業務の効率化による市民サービスの向上などが挙げられるところであり、2回目の市民アンケートにおきましても、新庁舎建設に当たって重視すべきと思うものとして、各種手続のための窓口が集約されていることが12%、651人の方に求められているところであります。

今後、市民アンケートや住民説明会でいただきました御意見も参考としながら、室戸市庁舎整備検討委員会や行政経営改革プロジェクトチームにおいて、具体的な内容について検討をしていきたいと考えております。

次に、4点目及び5点目の駐車場利用における職員のモラルの向上及び本当に350台も必要かについてであります。

現在、職員の駐車場の利用に当たっては、個々の事情もありますので、通勤距離にかかわらず、利用料を徴収し自家用車の通勤を認めているところでありますが、近隣の職員については、今後、可能な範囲で自動車通勤を控えるよう協力を呼びかけてまいります。

また、駐車場台数につきましても、庁舎の延べ面積と同じく、あくまで現時点での想定のも最大値でありますので、今後、適正な規模となるよう精査してまいります。

次に、6点目の東部交通のバス運行便を県道沿いにすることによって、安芸広域バスの負担金が幾らぐらい増えるのかについてであります。

高知東部交通株式会社が運行する路線バスにおいては、現在でも安芸ジオパーク線で平日18便中11便が、休日は15便中9便が、室戸高校方面の県道沿いを運行しており、現在の運行状況どおりであれば、負担金に変更はないと考えております。

負担金に変更があるとすれば、今後、移転建て替え建設地の場所により運行ルートが変更となることなどが考えられますが、庁舎位置が現時点では未定でありますので、お示しすることは難しいとの認識であります。

次に、7点目のパブリックコメント、いわゆる意見公募を行ってはどうかとの質問にお答えします。

パブリックコメントは、インターネット掲載によるものが一般的に多く行われていると承知をしておりますが、今回の庁舎移転建て替えに関しましては、移転建て替えか耐震補強かといった方向性やその事業費、財源など金額も大きく、行政サービスに直接関わる事柄になりますので、本年4月、6月から7月実施の住民説明会を通して直接御意見をいただくとともに、説明会資料などにつきましては市ホームページにも掲載しておりますので、インターネットから

も御意見をいただけるよう環境を整えております。

庁舎整備の方向性や概要を示す新庁舎建設基本構想につきましては、今後、インターネットによるパブリックコメントを行う予定であります。

次に、8点目の現庁舎の跡地利用についてであります。

このことにつきましては、現時点で庁舎移転建て替えが決定した状況にありませんので、検討する段階には至っていないと考えております。

次に、9点目の住民投票の実施についてであります。

昨日の議員にもお答えさせていただきましたが、庁舎移転建て替えにつきましては、住民アンケートの結果や住民説明会でいただく御意見、また庁舎検討委員会の答申を踏まえ検討していきたいと考えており、現時点では住民投票は考えておりません。

次に、③財源についての1点目、毎年3億円もの市費を積み立てていくことにより、その他事業に影響があるのではないかについてであります。

まず、現庁舎の耐震改修事業費について、緊急防災・減災事業債を活用することにより市の財政負担を15億円の30%である4億5,000万円に抑えられるという部分についてであります。移転建築時の財源内容としましては、さきの令和3年12月議会の一般質問で、有利な起債であります緊急防災・減災事業債など、そのときに有利な地方債を活用することを予定しておりますと答弁させていただきました。現庁舎の耐震補強改修を行う場合も、有利な起債の活用を検討することは議員御案内のとおりでございます。

しかし、現庁舎の耐震補強改修については、有利な起債である緊急防災・減災事業債の条件に合わず、対象外になっておりますので、耐震改修事業費15億円については一般財源での対応となります。

次に、庁舎建設事業基金につきましては、令和3年度に3億円を積み立て、その後も毎年3億円を令和9年度まで積み立てる計画をしているところであります。令和4年度の当初予算一般会計で積立金を予算計上し、一般会計全体の財政調整のため、財政調整積立基金を3億4,000万円繰入れする予算とさせていただいております。当初予算の作成につきましては、市税等の歳入は決算見込みよりも抑えて計上し、3月補正をめどに決算見込み分との差額を補正しているところであります。そうしたことから、当初予算については、財政調整が必要な場合は財政調整積立基金を活用して予算調製をしております。

近年では、令和3年度一般会計当初予算においては財政調整積立基金1,700万円を、令和2年度一般会計当初予算においては2億8,800万円を、それぞれ一般会計へ繰り入れるよう予算計上をしておりましたが、令和3年度、令和2年度、両年度ともふるさと室戸応援寄附金基金を活用することなどにより、各年度の決算は財政調整積立基金を取り崩すことなく行政運営を行うことができしております。

また、令和3年度一般会計の決算剰余金、いわゆる黒字は5億6,786万5,546円生じており、

そのうち3億3,000万円を財政調整積立基金に積み立てることとしております。

次に、議員御説明のふるさと納税の寄附額の3分の1程度しか収入がないとのことについてであります。

令和4年度当初予算では、寄附金に対する手数料などが不足にならないように見込み計上していることから、寄附金からお礼品に係る経費などを差し引いた額は5億8,172万1,000円となっておりますが、令和3年度のふるさと室戸応援寄附金の実績で申し上げますと、寄附額が18億9,646万3,000円で、お礼品等に係る経費などを差し引いた額が9億1,658万9,000円となっております。こうしたふるさと室戸応援寄附金につきましては、予算上、寄附額は全額積み立て、お礼品等の必要な額はその都度取り崩して予算化しているところであり、必要に応じて、これまで一般財源で対応しておりました事業の財源にふるさと室戸応援寄附金を充当しており、令和3年度のふるさと室戸応援寄附金の充当事業費は4億9,168万4,000円となっております。

毎年の3億円の積立ての財源確保につきましては、これまで一般財源で対応しておりました事業をふるさと室戸応援寄附金で賄うことにより一般財源を確保し、さらに事業を実施する際は、国・県等の補助制度や交付税算入率の高い有利な起債などを積極的に活用することなどにより、その他の事業に対して影響がないように取り組んでいるところであり、

次に、2点目の庁舎移転よりも浸水区域にある学校や保育所の移転、建設を優先すべきではないかについてであります。

さきの議会の一般質問において、室戸市役所本庁舎の移転建て替えについて御質問のあった議員に対しても答弁しておりますが、市の庁舎については、行政の拠点であり、災害時には防災拠点施設として大変大きな役割を果たす重要な施設となることなどから、学校と庁舎どちらが先かではなく、どちらも大事な施策であり、早急な対応が必要であるため、並行して取り組んでいく必要があると考えております。

学校や保育所の高台移転や統廃合については、この後、教育長から答弁いたします。

次に、3点目の基本構想や収支計画等の市民への周知についてであります。

議員御指摘のとおり、例えば庁舎移転建て替えに関する事業費については、4月に行いました住民説明会において、その財源や市民負担について市民から御質問が多くあり、6月から再度行っております住民説明会においては、資料を提示しながら御説明させていただいているところでありまして、その資料につきましても市ホームページへの掲載などで周知を図っているところであり、

基本構想につきましては、インターネットによりパブリックコメントを募集することを考えておりまして、基本構想が正式に策定となりましたら、市ホームページに掲載、周知を行う予定であります。

次に、4点目の事業費がどれくらいまで上がっても、移転建て替えを進めるのかについてで



あります。

議員御案内のとおり、現在、国内においては、木材をはじめとする様々な建築資材が高騰し、雲の上のホテル・レストラン道の駅複合施設建設計画においては、事業費が1.5倍となり、その計画の見直しが余儀なくされているとお聞きをしております。

一方、本市の庁舎移転建て替えにつきましては、地震や津波から市民の命と財産を守る重要な施設と捉えており、財政面での懸念は御指摘のとおりありますが、今後も安定財政に努め、議会の御賛同をいただいた上で、できるだけ早期に実施できればと考えております。

次に、5点目の補助金や交付金がない事業に対する姿勢と国や県と協議はしたかについてであります。併せてお答えいたします。

施設整備などの新規事業を行う場合は、しっかりと事業の取捨選択を行い、また国や県などの関係機関と情報共有、協議をしながら、有利な補助制度や起債の発行など財源を検討するとともに、市民の方々の御意見をお伺いしながら、必要とされる施設整備を進めてまいりました。

これまでも、さらに増加すると予想される高齢者などへの医療提供体制を充実強化するため、室戸診療所の整備などを進めてまいりましたが、今後、30年以内に高い確率で発生されている南海トラフ巨大地震対策として、中学校の移転、庁舎の地震対策など、取り組むべき課題事業に直面し、現在、事業の進め方などについて、議員御案内のとおり、住民説明会で市民の方々の御意見をお伺いをしているところであります。

こうした事業を実施する場合も、計画段階において国や県などの関係機関と協議しながら、少しでも市の財政負担を減らすために、補助制度の有無やどういった条件なら有利な起債が使えるか、またどこまでの経費が起債対象となるかなど、確認しながら進めております。

しかし、事業内容により補助金または交付金のない事業もありますので、そうした場合でも、必要な施策として位置づけ実施する事業であれば、有利な起債を活用し、市の財政負担の削減に努めているところであります。

今後も、市民の方々が安心して暮らすことができる室戸市の実現に向け、事業の必要性や重要性を精査しながら、市民の方々の御意見をお伺いし、必要とされる施設整備につきましては、国や県と協議をしながら財源対策に努めてまいります。

次に、(2)部落差別解消に取り組む姿勢についてであります。

まず、1点目の中の室戸市の人権条例を改正して取り組むと答弁しておりますが、どのような内容なのかについてであります。

議員御案内のとおり、部落差別の解消の推進に関する法律は、部落差別の解消を図るため、基本理念を定め、国や自治体の責務を明らかにした法律であり、そのため、室戸市におきましても、室戸市人権尊重の社会づくり条例に基づき、令和4年度中に室戸市人権施策基本方針の改定を予定しており、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、部落差別のない社会

の実現に向けて、相談体制の充実や教育と啓発を行う部落差別解消推進法の理念を盛り込んだ内容とし、人権に関する問題の解決に向け、効果的な施策の推進に取り組んでまいります。

次に、新しく制定された部落差別をなくする法律はどのような内容になっているのかについてであります。

部落差別の解消の推進に関する法律の内容であります。現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、基本的人権の享有を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものである、解消することが重要な課題であると明記し、部落差別の解消に関する教育及び啓発の必要性と国や地方公共団体の責務が明らかにされております。市といたしましても、この法律の趣旨を踏まえ、差別のない人権が尊重される社会の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、新しい法律に基づく行政の責務と市民の課題についてであります。

行政の責務についてであります。国及び地方公共団体の責務として、基本理念にのっとり部落差別の解消に関する施策を講じること、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものと規定されております。具体的には、教育、啓発、相談体制の充実、実態調査の実施等を定めたものであります。

室戸市におきましても、地域の実情を踏まえながら、最も有効と考えられる啓発手法で各種人権啓発活動を実施しております。また、広く市民にこの法律を周知し、理解していただくため、広報やホームページでの情報発信、市民館、公民館、図書館等公共施設でのポスター掲示、また人権啓発のチラシの裏面に条文を載せお配りしているところではありますが、今後もさらなる周知を図り、市民一人一人の理解を深めるよう努めてまいります。

次に、市民の課題であります。同和問題の正しい理解と認識を深め、自分自身の問題として考え、相手に対して思いやりの気持ちを持つとともに、差別を許さないという強い意志を持つことが大切であると考えています。差別のない社会を実現するために市が行う研修会や講演会、交流イベント等への参加、広報、市民館だより、ホームページに掲載される人権コラムを読み理解を深めていただくことで、実際の態度や行動につなげていただけるよう努めてまいります。

次に、2点目の同和問題とは何か、部落差別とは何かについてであります。

同和問題とは、昭和40年の同和対策審議会答申にもありますように、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により日本国民の一部の集団が経済的、社会的、文化的に低位の状況に置かれ、現代社会においてもなお著しく基本的人権を侵害され、特に近代社会の原理として、何びとにも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという最も深刻にして重大な社会問題であります。

また、部落差別とは、同和問題と同じ定義であると考えておりますが、同じ人間なのに、そこに生まれたというだけで差別され、また社会的不利益を受け、人間としての誇りを傷つけら

れるなど、基本的人権が守られていない状況があり、大きな人権問題であると認識をしております。

次に、3点目の被差別部落はどうしてつくられたのか、いつ頃、誰が、何のためにつくられたのかについてであります。

被差別部落の起源は諸説ありますが、中世以降の日本の歴史の中で、その当時の支配者階級によって、一つの政治的施策として身分制度がつけられたと認識するところであります。

次に、4点目の室戸市の差別の実態を明らかにして取組の強化を望むについてであります。

室戸市人権施策基本方針を策定するに当たり、令和4年3月に人権に関する市民意識調査を行いました。室戸市在住の18歳以上の方2,000人を無作為に選び、無記名郵送法で調査を行い、有効回答数は704人の回答をいただいております。前段でもお答えしましたが、この方針は令和4年度中に策定する予定で、意識調査においても、現在、取組をしている段階でございます。この調査により、市民の人権意識の現状と課題が一定見えてきますので、それに対応した基本方針を作成し、人権啓発活動を推進し、人権が尊重される社会づくりを進めていきます。

次に、取組の強化につきましては、通常の啓発活動に加え、今年度は市職員全員に対し同和問題の研修を行う予定としており、職員の人権感覚を養い、資質向上を図ることにより、今後の行政運営に反映するよう努めてまいります。

次に、5点目の部落差別は明治の解放令でなくなるはずが、生き続けているのはなぜなのかについてであります。

政府が明治4年に被差別身分の廃止を目的とし公布した解放令においては、長い間差別に苦しめられてきた人々に対し、差別呼称をなくし、身分と職業を平民と同様に扱うこととされました。しかし、この解放令は形式的な内容にとどまり、身分制度がなくなったにもかかわらず、部落差別が残ってしまったと考えられております。

次に、6点目の啓発方法についてであります。

部落差別の解消に向け、部落差別の歴史や実態、基本的人権との関わりについて市民が理解を深め、正しい認識を持てるよう、様々な啓発活動を行っております。7月の「部落差別をなくする運動」強調旬間においては、記念講演会を開催し、本市の中学生に参加いただくとともに、市民の皆様や保育園児などに御協力をいただき、人権啓発パレードや事業所啓発活動を行っております。この啓発活動では、市内の商店や事業所などに向けての啓発を重点的に行っており、令和3年度には、重複するものを含めて386か所の事業所に出向き、啓発物資の配布やチラシ、ポスターの掲示依頼などの啓発活動を行っております。

人権全般での啓発の取組といたしましては、市内保育所、小・中学校の子供たちが感謝の気持ちを貼り付けた「じんけんの木」の巡回27か所、児童が花を育てることにより人を思いやる気持ちを育む人権の花運動、図書館での人権特設コーナーの設置、広報、ホームページへの掲

載、市役所ロビーでの人権パネル展など、様々な角度から様々な年齢層に対し啓発を行っております。

市民館における啓発の取組といたしましては、各種の人権問題研修会を開催するとともに、地域内外の交流を深めるため、市民館フェスタや文化展、各種教室を開催し、啓発につなげております。

今後とも、これまでの取組を一層進めていくとともに、関係機関との連携を深め、人権啓発のさらなる充実を図ってまいります。

次に、7点目の結婚差別や就職差別がなぜあるのかについてであります。

高知県が平成29年度に人権に関する県民意識調査を行っております。県内在住の18歳以上の3,000人に対して、無記名郵送法で調査を行い、有効回答数は1,604人の回答を得ております。

調査結果によりますと、お子さんが結婚しようとしている相手が同和地区の人だと分かった場合、あなたはどうしますかとの質問に対し、絶対に結婚を認めないは4.1%、家族や親戚が反対すれば結婚を認めないは2.7%でありました。また、平成25年度に同じ調査が行われており、有効回収率の差はありますが、絶対に結婚を認めないは5.1%、家族や親戚が反対すれば結婚を認めないは3.5%であり、少しずつではありますが、結婚に対する差別意識は解消されつつあることが分かりました。

就職差別につきましては、国は昭和52年に企業内同和問題研修推進制度を創設し、同和問題の正しい理解と認識の徹底、公正な採用選考システムの確立等に取り組んできました。全国の企業では、人権啓発企業連絡会などを組織し、人権は企業の社会的責任の基盤との認識の下、会員各社が社内研修啓発に取り組み、人権意識を高め、差別のない企業づくり、働きがいのある職場づくりを通じて、人権の尊重が企業文化として定着することを目指し、様々な活動をされております。2018年の数にはなりますが、加盟企業数は1,536社ありまして、企業側の差別解消に向けて取組も進んでおります。

しかしながら、結婚差別や就職差別が存在する理由として、同和問題への正しい理解と認識、人権意識の重要性が十分に理解されていないことが大きな理由ではないかと考えております。今後につきましては、一人一人の人権が尊重される社会の実現に向けて、人権教育及び人権啓発活動の取組を進めてまいります。

次に、8点目の室戸市の同和地区はいつ頃できたのか、何のために、誰がつくったのかについてであります。

令和2年12月議会でもお答えいたしました。各地区の成立起源につきましては明確な資料が残されていませんので確かではありませんが、その起源につきましては、昭和40年の同和对策審議会答申によると、同和関係地区の起源や沿革については、人種的起源説、宗教的起源説、職業的起源説、政治的起源説などの諸説があるとされています。また、同和地区は中世末期ないしは近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制され、一定地

域に定着して居住することにより形成された集落であると述べられております。本市における同和地区に関しましても、こうした解釈の下、形成されたと認識をしております。

次に、何のために誰がつくったのかにつきましては、定かではありませんが、これは3点目でお答えしたことと同じになりますが、中世以降の日本の歴史の中で、その当時の支配者階級によって一つの政治的施策として身分制度がつけられたと認識するところであります。

次に、9点目の同和対策答申での行政の責務についてであります。

昭和40年に出された同和対策審議会答申の前文には、同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる重要な課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って対策の探求に努力したとあります。このことから、同和問題では日本国憲法によって保障されている基本的人権が保障されておらず、国は責任を持って解決しなければならないものと認識をしております。

次に、10点目の部落差別をなくすることは国民的課題であると言われているが、なぜなのかについてであります。

さきにお答えしました同和対策審議会答申にも解決は国民的課題であると書かれておりますが、真の差別の解消のためには、国民一人一人が自分の問題として考え、解決していくことが必須であると考えております。

**○議長（亀井賢夫君）** 健康管理のため15分間休憩いたします。

午後3時41分 休憩

午後3時55分 再開

**○議長（亀井賢夫君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。植田市長。

**○市長（植田壯一郎君）** 竹中真智子議員の答弁に入ります前に、前段答弁をさせていただきました一番最初のアンケート結果に対する答弁で、昨日の議員へといった答弁をしたようですが、昨日でなくして、前段ということで読み間違えていたようでございますので、訂正をさせていただきたいと思っております。

あわせて、現庁舎の補強で十分である19%、277件を227件と読み間違えをしていたようでございますので、おわびをして訂正させていただきます。大変申し訳ありませんでした。

それでは、続いての答弁でございますが、(3)新成人についてであります。

1点目の本市で対象になる年齢の方はどれくらいいるのかについてであります。

令和4年4月1日時点で18歳、19歳に達しており、新成人となられた方が103名、本年度中に18歳に達し新成人となられる方が59名となっております。

次に、2点目の対象者に対し詳しい制度の内容について周知を図るため、説明の機会をつくる計画はあるのかについてであります。

本市では、室戸高等学校において、従前より成年年齢引下げに向けた消費者教育の実施や生徒、保護者等に対する周知文書の配布などの取組が行われているとお聞きをしており、説明会の予定等はございませんが、消費者庁や室戸高等学校での取組等により十分な啓発が行われているものと考えております。

なお、今後につきましては、広報紙への掲載や中学校でのチラシ配布などによる啓発についても検討してまいります。

次に、(4)丸山長寿園についてであります。

丸山長寿園の移転新設につきましては、運営法人である社会福祉法人むろと会より、令和3年10月に移転新設に係る支援について要望書をいただいております。市としてどのような支援ができるのか、協議・検討をしているところであります。

丸山長寿園は昭和48年に開園し、その後、耐震改修や一部増築・改修が行われてきましたが、築約50年がたち、老朽化が進んでいるとお聞きをしております。また、議員御案内のとおり、東日本大震災後、津波浸水想定区域となり、南海トラフ地震等が発生した場合、利用者全員を迅速、安全に避難させることが困難であると感じております。

丸山長寿園は、本市唯一の特別養護老人ホームで、高齢化が全国より早いペースで進行しております本市におきましては、必要不可欠な施設であります。移転につきましては、高齢者の生命を守るため、早い段階で実現すべき措置であると認識をしており、市といたしましても、資金面での補助に限らず、様々な支援が必要であると考えております。

現在、むろと会において、施設の規模や資金の試算等について詳細を詰めている状況でありますので、今後、その内容をお聞きしながら、市としてどのような支援が望ましいのか、民間への補助制度になりますので、財源や他民間事業所への影響なども考慮しながら、継続して協議・検討してまいります。

私からは以上であります。教育長から補足説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（亀井賢夫君） 百田教育長。

○教育長（百田貴昌君） 竹中真智子議員に、小・中学校統廃合についてお答えいたします。

まず、教育や保育につきましては、将来のまちづくりの担い手となる子供たちを育てる営みであることから、教育環境の整備や南海トラフ地震から子供たちの命を守り教育を保障するということが大変重要な課題であります。

このことから、保護者及び地域住民の代表の方などから成る室戸市保育所及び学校適正規模・適正配置等検討委員会を立ち上げ、保護者アンケートの結果を踏まえて検討を重ね、令和3年12月に報告書の提出をいただきました。

報告書には、室戸中学校については早急に高台移転が必要である、中学校は段階的に1校に統合を行うべきである、小学校については、当面統廃合については検討課題とするが、将来的

には1校に統合することもやむを得ない、保育所については、地域に1つは残すべきであるという結論でありました。

この報告書を基に、令和4年1月に室戸市保育所及び学校適正規模・適正配置基本計画を策定しました。適正規模・適正配置については、市民の皆様の意見を聞くことが極めて重要でありますので、基本的な考え方を早めに提示させていただき、説明会等を通して議論をし、具体的な内容となる実施計画を作成したいと考えております。

実施計画策定前でありますので、現時点での基本的な考え方で答弁させていただきます。

まず、1点目の保護者の統合反対の声はどの程度までくみ上げられていくのか、存続させていく思いはあるのかでございます。

統廃合の検討は、子供たちの教育環境をよりよいものにすることが大前提です。そのためには、適正規模・適正配置の2つの観点からの判断が必要です。単に人数で判断するのではなく、社会変化の激しい現代を自立的に生き抜くための力をつける、地震や津波から子供たちの命を守る、この2つの観点から考えていかなければなりません。メリット、デメリットを見極めてどういう選択をするのか、地域の方や保護者の御意見をお伺いして検討していきたいと考えております。

次に、2点目の羽根小学校を吉良川小学校への統合の声などはなかったのかでございます。

羽根小学校の高台移転につきましては、令和3年3月議会において、羽根小学校の高台移転について御質問をいただいた議員にお答えしておりますが、適正規模・適正配置については室戸市全体で一括して行わなければ解決するものではないと考えております。

3点目の中学校を2校にすることはできないかという御質問につきましても、先ほど御答弁をさせていただきましたように、子供たちの命を守るため、将来、自立して生き抜く力をつけるためにはどのような方法があるのか、検討を行いたいと考えております。

次に、4点目の室戸高校付近に令和8年4月開校に向けて移転新校舎を建築するのにかにつきまして、室戸高校と施設の共有がどこまでできるのかについて協議を行っており、どの程度の新校舎を建築する必要があるのかなど、早急に検討を行っているところでございます。

次に、5点目のスクールバスや給食に関しましては、仮に統合となった場合、スクールバスは整備いたします。料金は無料でございます。給食につきましては、統合による給食費等に変動はないものと考えております。

最後の6点目の統合後の学校跡地の再利用の計画につきましては、統合が正式決定しましたら、遊休財産有効活用等検討委員会において検討していただくものと考えております。以上でございます。

**○議長（亀井賢夫君）** お諮りいたします。

本日の会議時間は、竹中真智子議員の一般質問が終了するまで、あらかじめ時間延長をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は、竹中真智子議員の一般質問が終了するまで、あらかじめ時間延長することと決しました。

竹中真智子議員の2回目の質問を許可いたします。竹中真智子議員。

○2番（竹中真智子君） すみません、残りの時間ってどのぐらいありますか。

○議長（亀井賢夫君） 18分ある。

○2番（竹中真智子君） 竹中真智子。2回目の質問をさせていただきます。

今の庁舎が建設をされたときに、明くる年から採用される新耐震基準というのでこの庁舎が建てられていまして、その当時は、その耐震基準というのは中規模の地震ですと震度5程度、震度5強程度でほとんど損傷しない、大規模の地震になると震度6から7で倒壊、崩壊しないことというのが一つの条件であったようです。建てられてから30年を超えていますので、コンクリートの劣化とかいろいろあるようすけれども、新しい建物を建てるということで、まずアンケートが配られましたけれども、このアンケートって多くの市民は建てるありきのアンケートやんかと、だって項目を見ても簡単に丸をつけられるようなところはほとんどが賛成に丸をつけたらええような感じのアンケートで、じゃあ反対をする人はなぜ反対なのかというようなことの手書き方をしないといけないというようなことで、アンケートに対しても建てるありきのアンケートではなかったかというようなことが言われています。

それで、新しい建物を建てるというので、財産管理課のほうにお伺いをして話を聞きました。ぐらっと強い地震が来たときに、どこが一番傷みますかということでお聞きをしましたら、その場では答えがすぐ出ませんでした。それで、ちょっと時間をくださいということで、じゃあ分かり次第また教えてくださいということでしたけれども、そのときの電話が、2階と3階は大きな地震のときにはぐっしやり潰れますという返事でした。えっ、全部潰れるがですというたら、耐震の診断をした会社に問い合わせたら、2階と3階はぐっしやりと潰れますという返事でした。この耐震の診断をしてもらう、その結果が出たのが令和元年12月ということでこの説明資料には月日が載っています。それやったら、もう今既に令和4年ですよ、大きな地震が、きのうも実際日本列島の北のほうで震度6とかという地震がありましたけれども、これ令和元年にそのような2階、3階が潰れるような状況の耐震診断が出ているのに、今までほったらかしでこの庁舎はいいんですか。ここの庁舎には室戸市民である職員がたくさん働いています。その庁舎へ市民が用事があって来庁をしています。新築移転よりも何よりも、命を守るという観点であれば、まず耐震の工事にかかるというのを先にせんといかんことじゃないのかなと私は思います。新築に建て替えるということの話になっていきよりますが、国や県と協議はしましたかという質問をしています。いつ、誰が、県や国と話をしたのか、具体的に教えていただきたいと思います。

そして、庁舎の建設に当たっては50億円近いお金がかかります。こんな大きなことをやると



きには財政計画をしっかりと立ててやるということが大事だと思います。役所のほうに勤めておられた、建設というかそっちのほうに詳しいOBさん何人かに話を聞きましたけれども、工事期間もぎりぎりの日程でやるみたいだねと、なかなかこれ大変じゃないかなあというようなことの声聞いております。

地図を広げてみましたときに、候補地の3か所、この3か所にはひょっとしたら地中に文化財、遺跡のようなものが発掘される可能性もなきにしもあらず、そういう指定の区域になっていますよね。実際、安芸市で市の庁舎の建設が始まったときに遺跡が出てきて、それに対してその遺跡を一般の人たちに開放する、見てもらおうということで見に行った人の中に、説明に出てこられたガイドさんの人が多くの人に聞こえるように、実はこれ本当は市長は隠そうとしたがですよ、でもこんな大切な遺跡が出てきたのでよう見て帰ってくださいみたいなことを言われたそうですが、室戸市の庁舎を建てるときにそういう発見があるやもしれませんよね。ぎりぎりの日程で建てているときに、そうなったときにはぐっと後へずれ込みますが、補助金とかそういうものを見たときに、用地の買収では緊急防災・減災の補助金の枠が使えるけれども、本建物になったら使えなくて、普通の防災対策の補助金のやつでやるというようなことになったら、別に今慌ててそれをせんでも、ゆっくりとある日程の中で、徐々に徐々にやっっていく、進めていくってことも一つの手ではないかと思ったりしますが、そのあたりは考えなかったのでしょうか。

ただ、耐震の工事は仕事をしながらできますよね、耐震工事をこの現庁舎でやろうとすればできると思います。市始まって以来の物すごいお金を投資をして建てていくわけですけども、そうやってやっていったときに、財政計画をしっかりと立てて、建物が出来上がった3年後、5年後、そのときにはこういうような財政になってますよというようなことが市民に分かる状態を出していただきたいなと思います。

吉良川の会場に訪ねてこられてきてた市民の人が、減債基金を使って市の庁舎を建てるということになりますと、ほかの市民サービスができなくなる、それは例えば今まで避難路を作ったり、避難タワーを造ったりしているのが、この建物を建てることによって市民サービスができなくなるということですよということの指摘もしておりましたけれども、年配の市民の結構多くの方が、子や孫やにそんなすごい借金を残して、そらいかなあ、そんなことじゃあそらいかなぜという声も実際聞いております。この計画が財政面的にうまいこといかなかったときには、ある市民は、市長はやめたら終わりやか、それを払うていかないかんがのツケは全部市民に回ってくるがでよということも言われておりました。そういう声もありました。

何にしても、財政計画をしっかりと出していただいて、新庁舎を建てたら3年後、5年後にはこうなってきますというようなことをぜひ出していただきたいなと思います。

それから、同和問題の話、私はそれほど丁寧に答弁をしてくださるとは思っておりませんでした。大変丁寧に答弁をしていただきまして、ありがとうございます。

でも、差別は根強く残っております。私は室戸に嫁いできてから40年を超えました。私が住んでいる町には、私が嫁いで来てから10年くらいたってからでしたでしょうか、むごい差別事件が発生をしております。その人は、私の住んでいるところの方は男の方です。室戸市内に住んでおられた女性の方と結婚をして、子供が生まれました。ところが、その子供が生まれてそう長い日にちにはないうちに実家へ帰りましたところが、その実家からは再び私の住んでいる町には戻ってることがなくて、乳飲み子を残したまま亡くなった、そんなむごい差別事件が起きております。心理的差別があったり、実態的差別があったりして、室戸の町に住んでおりますと本当に差別を肌で実感いたします。私たちは違ったところの民族でもありませんし、違った国の人間でもありません、日本国民です。切れば赤い血が流れてきます。ぜひ室戸市にも力を入れていただいて、差別が生まれぬ室戸のまちをぜひつくっていただきたいと思っております。

2回目の質問を終わります。

○議長（亀井賢夫君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 竹中真智子議員の2回目の質問にお答えをしたいと思います。

大きくは、本庁舎の建設についてと同和問題の2点であったと受け止めております。

1点目の本庁舎建設に関しての御意見をたくさんいただきまして、御要望もございましたが、質問として捉えた1点は、令和元年の時点で調査をされて、2階、3階が潰れてしまうという状況が分かったのに今までほったらかしてきてよかったのかと、耐震対策もすぐやらなければならなかったのではないかとといった御指摘と御質問に受け止めましたが、そうした観点も併せて、正直庁舎の建て替えの必要性というのは1回目の答弁でも申し上げたとおりでありますけれども、できるだけスピーディーに対応しながら、市民や議会の皆様方の御賛同を得られる方法で取り組みたいということで、手を緩めることなく対策をしているところでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

もう一点の御指摘は、市民の多くが子や孫やに大きな借金を残すことはまかりならぬ大変なことになるということで、財政計画を市民にも分かりやすくしっかりと立てて説明もするべきではないかといった御指摘でございまして、その点は御指摘のとおりだと受け止めておりますので、今後、できるだけ詳しく理解してもらいやすいような資料を作って、説明もしていきたいと考えております。

それと、反対の意見になるんですけれども、緊防債など特別な支援事業なんかを使わずに一般的な補助事業でやるということであれば、こんなに慌てなくてももっとゆっくりした対応でもいいのではないかとといった御指摘も受けましたけれども、庁舎の機能的なもの、その重要なポジション、あるいは今後の救済対策なんかに取り組む役割からすると、少しでも早く対処できるように取り組んでいくのが私の責任ではないかと、そのために市民や議会の皆さん方の御理解いただけるような対応、説明を重ねながら、できるだけスピーディーに取り組んでいかな

ければならないと今の段階では受け止めておりますので、御理解賜りますようお願いをいたします。

それと、同和問題のことで、質問というよりも本当にむごい差別を経験されて、つらい思いになられてたといった御意見をいただきました。身につむ思いで聞きましたけれども、確かにそうした経過や差別があったことも事実であろうかと思ひまして、私としましては1回目の答弁をさせていただきましたような認識の下に、一日も早くそうした差別がないようにしっかりと全力で取り組んでいく所存でございますので、よろしくお願い申し上げまして、2回目の答弁を終わらせていただきます。

○議長（亀井賢夫君） 上松財政課長。

○財政課長（上松富士樹君） 竹中真智子議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

国や県の協議ですよね、いつ誰がという御質問でございますけれども、まず市の起債担当の者から県の市町村振興課のほうへ主に協議等をさせていただいております。国等につきましては、県を通じて国のほうに聞いていただきまして、その回答等を県を通じて市のほうが受けるようなことを主に行っております。

協議をした日なんですけれども、昨年、令和3年8月26日、令和3年10月21日、令和4年4月22日、令和4年5月30日と、手元で控えている数字はこれだけなんですけれども、これ以外にも電話、ファクス、メール等でやり取りをさせていただいて、その都度疑問が生じたときに県とは協議をさせていただいているところであります。私のほうからは以上です。

（発言する者あり）

○財政課長（上松富士樹君）（続） 私のほうが起債担当の者に指示をして、私のほうがこういったことを聞いていただきたいということを整理をして、起債担当とも話をして、市としてこの部分をもう一度深く知りたいということを整理をしたものを市町村振興課のほうにお伝えをして、その回答を随時いただいてきたという流れになります。

あともう一つ、起債をすることによって後年度のほうに負担が出てくるという話なんですけれども、起債っていうのは世代間の負担の平準化というものがありますので、その起債を借りた年に、その年の住民がその起債を負担をするということではなくて、後年度その施設を使う市民が全体で負担をし合うというようなことが起債の趣旨でもありますので、そういったところも御理解をよろしくお願いをいたします。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） 竹中真智子議員の3回目の質問を許可いたします。竹中真智子議員。

○2番（竹中真智子君） 財政計画をしっかりと出してくださいということでお願いしましたけれど、財政指標で示していただきたいなと思うのです。例えば、この5年間、防災対策費が何ぼやったとかというような、年度ごとにとかというようなことで、財政指標で示していただきたい。これは後日というか、課のほうへ回っていきますので、そういう書類というのはいただくことはできますか。

それと、国や県と協議はいつ誰がしたのかということでお聞きをいたしました。50億円近いお金がかかって建てるその庁舎に、市長は一度も相談に行かんがですか。これすごいお金がかかりますよね、室戸市の市政始まって以来の多額の金がかかります。結構どこそこに出かけていくのが行動力のある市長ですけれど、一番大事なこういうところへは行かんがですか。ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（亀井賢夫君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 庁舎建て替え問題についての財政問題で、3回目の質問をいただきました。

私には50億円もの大規模な事業に取り組む状況にあつて、市長自らが県や国に相談に出ていないのかといった御指摘でございましたけれども、私の立場では、庁舎を建て直さないかんという状況になった段階では、担当の部長や課長等も要望だとか相談に行くことはありますが、今の時点でどういったぐらいの事業計画予算になるのか詳細になっておりませんので、必要な財源等が明確になってきた段階で、国や県に必要ながあれば要望に動くというのが通常のスタイルじゃないかというふうを受け止めておりますので、これからタイミングを見て、しっかりと対応できるように取り組んでまいりたいという思いでございます。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） これをもって竹中真智子議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会をいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 御異議なしと認めます。よつて、本日はこれにて延会することと決しました。

本日はこれにて延会をいたします。

明日も一般質問です。午前10時にこの議場に御参集をお願いいたします。

お疲れさまでございました。

午後4時29分 延会